東京海上セレクション・バランス

追加型投信／内外／資産複合

東京海上セレクション・バランス30
東京海上セレクション・バランス50
東京海上セレクション・バランス70

投資信託説明書
（請求目論見書）
２０２５年３月

東京海上アセットマネジメント

１．本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

２．この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上セレクション・バランス30、50、70」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2025年３月19日に関東財務局長に提出しており、2025年３月20日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・バランス３０
東京海上セレクション・バランス５０
東京海上セレクション・バランス７０
※上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。
※「東京海上セレクション・バランス３０」は「バランス３０」、「東京海上セレクション・バランス５０」は「バランス５０」、「東京海上セレクション・バランス７０」は「バランス７０」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
当初の１口当たり元本は１円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各１兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）
東京海上アセットマネジメント　サービスデスク
０１２０－７１２－０１６（営業日の９時～17時）
ホームページ
https://www.tokiomarineam.co.jp/

(5)【申込手数料】

無手数料とします。

(6)【申込単位】

①申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
②収益分配金を再投資する場合は、１口単位とします。

(7)【申込期間】

2025年３月20日から2025年９月19日まで
※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】
① ファンドの目的
信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

② 基本的性格
当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。
当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国　　内	株　　式
		債　　券
追加型投信	海　　外	不動産投信
	内　　外	その他資産 (　　)
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	
一般	年6回			あり
公債	(隔月)	欧州		(　　)
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性(　　)	(毎月)			
		オセアニア		
不動産投信	日々			
		中南米		
その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券)資産配分固定型))(注)	その他 (　　)	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合(　　)				
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドは、組入比率を年に１回見直すものとしていますが、機動的に変更を行うものではないため、「資産配分固定型」としています。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	目論見書または投資信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	目論見書または投資信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各１兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1 主として国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンドおよび短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。
- 各マザーファンドは、それぞれ以下の指数をベンチマークとし、当該ベンチマークを上回る投資成果を目標として運用を行います。

資産	マザーファンド	指数
日本株式	TMA日本株アクティブマザーファンド	TOPIX(配当込み)
日本債券	TMA日本債券マザーファンド	NOMURA-BPI(総合)
外国株式	TMA外国株式マザーファンド	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジなし・円ベース)
外国債券	TMA外国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

2 資産配分は＜基本資産配分＞を基準に、原則として一定の範囲内（±5%）に変動幅を抑制します。

＜基本資産配分＞

	日本株式	日本債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
バランス 30	20%	47%	10%	20%	3%
バランス 50	35%	27%	15%	20%	3%
バランス 70	50%	10%	20%	17%	3%

バランス 30
安定性に成長性を加味し、中長期的な資産の成長をめざします。

バランス 50
安定性と成長性をバランスさせ、中長期的な資産の成長をめざします。

バランス 70
成長性を重視し、中長期的な資産の成長をめざします。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 ＜基本資産配分＞は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に１回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

＜各マザーファンドが対象とする指数について＞

●配当込みTOPIX（以下「TOPIX（配当込み）」といいます。）は、株式会社ＪＰＸ総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての優秀性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIX（配当込み）の指数値およびTOPIX（配当込み）にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIX（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（配当込み）にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIX（配当込み）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

●ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下、ＮＦＲＣといいます。）が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、ＮＦＲＣの知的財産です。ＮＦＲＣは、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

●ＭＳＣＩコクサイ指数とは、ＭＳＣＩ社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩ社に帰属します。また、ＭＳＣＩ社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。ＭＳＣＩ社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。ＭＳＣＩ社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

●ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

ファンドの仕組み

• ファミリーファンド方式により運用を行います。

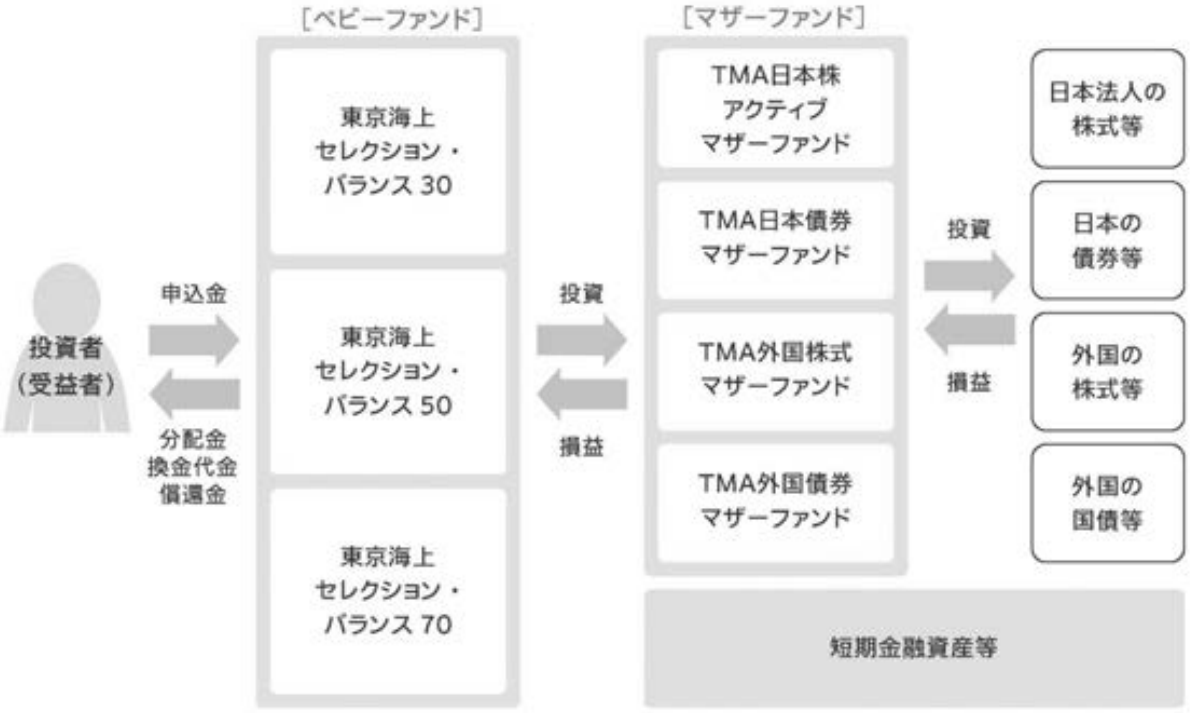

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

バランス30

株　　式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。

バランス50

株　　式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50％未満とします。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

バランス70

株　　式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55％未満とします。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年１回決算を行います。

- 6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2001年9月25日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

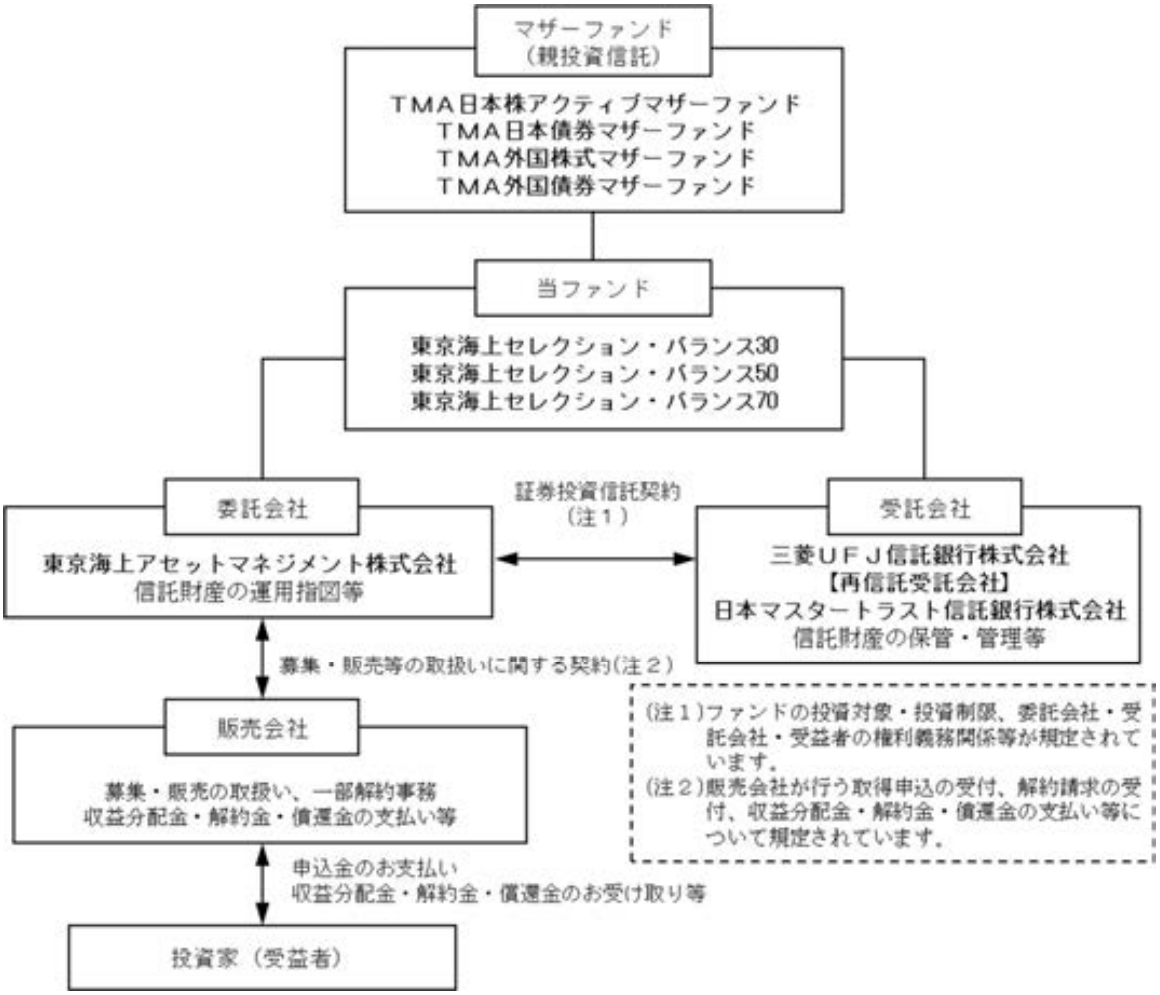

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント株式会社

・資本金の額　20億円（2024年12月末日現在）

・会社の沿革

1985年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立

1987年２月　投資顧問業者として登録

同年６月　投資一任業務認可取得

1991年４月　国内および海外年金の運用受託を開始

1998年５月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年９月　金融商品取引業者として登録

2014年４月　東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月　東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（2024年12月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下のマザーファンド受益証券および短期金融資産に投資します。

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド受益証券
ＴＭＡ日本債券マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国株式マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国債券マザーファンド受益証券

(2) 投資態度

① 主として国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。
③ 資産配分は「基本資産配分」を基準に、原則として一定の範囲内（±５％）に変動幅を抑制します。
④ 「基本資産配分」は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に１回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。
⑤ 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。
⑥ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。
⑦ ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

＜参考情報＞マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

◇ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

１．基本方針

① 信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。
② ＴＯＰＩＸ（配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。（本書において、同じ。）。）に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式（これらに準じるものも含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。

① 投資機会は、社会、経済、企業、技術などの変化の中に生まれてくるものと考えており、これらが証券価格に織り込まれる前にその変化を察知するべく、独自の調査を重視しています。
② 調査・分析はグローバルな視点から実施し、中長期的な世界的潮流を把え、それを株式ポートフォリオの全体像、投資アイデアなどに反映しています。
③ ポートフォリオは、セクター判断（業種配分）と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
④ セクター判断は、以下要領で行います。

ベンチマークに採用されている銘柄を委託会社独自の業種区分により分類し、各業種の株価時価総額

ウエイトを算出したものをベースとし、以下の判断、要因を勘案の上、業種基準ポートフォリオを決定します。

―― ファンダメンタルズ、バリュエーション、テクニカルの以下３視点による計量分析に定性的判断を加味します。

・業種共通のマクロ指標と各業種ごとのセミマクロ指標によるファンダメンタルズ分析
・業種別ＰＥＲ、ＰＢＲ等によるバリュエーション分析
・計量的アプローチを用いたテクニカル分析

―― 構造的（長期的）要因と循環的（短期的）要因を考慮します。

⑤ 当該企業の成長性と株価の割安度の双方をミックスした委託会社独自の分析システムの活用と、年間1,500件以上の企業訪問などによる徹底した調査・分析を基に行います。

―― 成長性、割安度双方の視点のミックス（ＧＡＲＰ：Growth at a Reasonable Price）

・成長性－ＲＯＥ、経常増益率、利益予想変化 など
・割安度－株価純資産倍率、株価収益率、キャッシュフロー倍率 など

―― アナリスト、ファンド・マネージャーによる企業訪問など調査・分析

銘柄選択の着眼点としては、市場動向分析や競合状態分析による「事業環境の予測」およびコスト分析、差異化分析や事業戦略分析による同業他社比較における「競争優位の評価」などが中心となります。

⑥ 基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

⑦ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

⑧ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

３．運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
(9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇ＴＭＡ日本債券マザーファンド

１．基本方針

① 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。
② ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

日本の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。

① ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉と

して構築します。
―― イールド選択（金利選択）――
金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。
＊デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。
―― スプレッド選択――
債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高めるなどの戦略をとります。
―― 銘柄選択――
債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

② 基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

③ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

④ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

３．運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇ＴＭＡ外国株式マザーファンド

１．基本方針

① 信託財産の中長期的な成長を目標とし、外国の株式に投資します。

② ＭＳＣＩコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。

① 投資機会は、社会、経済、企業、技術などの変化の中に生まれてくるものと考えており、これらが証券価格に織り込まれる前にその変化を察知するべく、独自の調査を重視しています。

② 調査・分析はグローバルな視点から実施し、中長期的な世界的潮流を把え、それをポートフォリオの全体像、投資アイデアなどに反映しています。
③ ポートフォリオは、個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
―― 調査対象銘柄の選定――
委託会社が独自に開発した業種別銘柄選別モデルを活用し、主にＭＳＣＩコクサイ指数の構成銘柄から調査対象銘柄を絞り込みます。
―― 個別銘柄の調査・分析――
アナリスト・ファンドマネージャーが企業訪問等による情報収集・分析を行います。
―― ポートフォリオの構築――
個別銘柄の情報・分析をもとに、国別配分・業種配分を勘案してポートフォリオを構築します。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
⑤ 基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。
⑥ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。
⑦ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

３．運用制限
(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
(9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
(10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◇ＴＭＡ外国債券マザーファンド

１．基本方針
① 信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。
② ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

２．運用方法
(1) 主要投資対象
外国の国債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。
① 調査・分析はグローバルな視点から実施し、中長期的な世界的潮流を把え、それをポートフォリオの全体像、投資アイデアなどに反映しています。
② ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
―― 国別配分――

各国のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）等を分析することにより金利・為替動向を予測し、それを基に各国債券市場の期待収益率を算出し、期待収益率が高い国の配分を高め、期待収益率が低い国の配分を低める戦略をとります。

―― デュレーション調整――

各国の金融政策やインフレ指標等を分析し、金利低下を予測する国の債券のデュレーションを長期化、金利上昇を予測する国の債券のデュレーションを短期化する戦略をとります。

―― 銘柄選択――

国別にデュレーションを決定した後に、債券の残存期間と最終利回りの関係を表す曲線等を分析し、割安な銘柄群から選択します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④ 基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

⑤ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

⑥ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

３．運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑵【投資対象】

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

⑴ 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

⑵ 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」および「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

⑴ 株券または新株引受権証書

⑵ 国債証券

⑶ 地方債証券

⑷ 特別の法律により法人の発行する債券

⑸ 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

⑹ 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

⑺ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

⑻ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

⑼ 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

⑽ コマーシャル・ペーパー

⑾ 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

⑿ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記⑴から⑾までの証券または証書の性質を有するもの

⒀ 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

⒁ 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

⒂ 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

⒃ オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

⒄ 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

⒅ 外国法人が発行する譲渡性預金証書

⒆ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

⒇ 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金
(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3) コール・ローン
(4) 手形割引市場において売買される手形
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

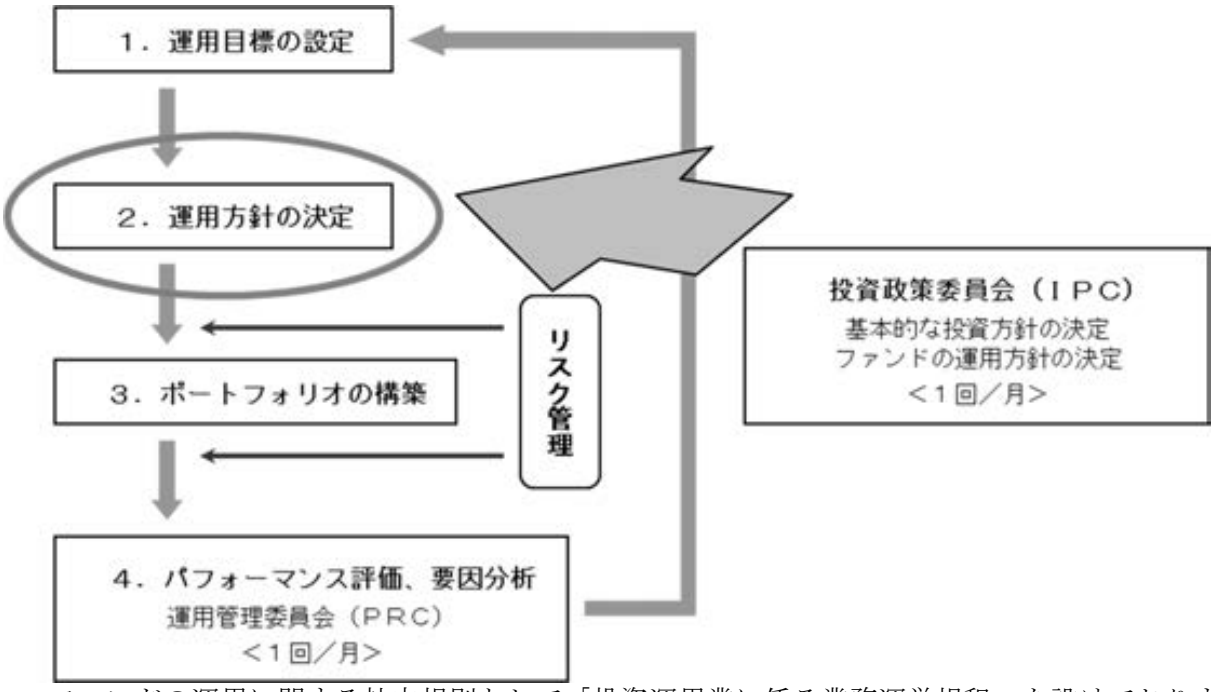

ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制

の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。
（上記の体制や人員等については、2024年12月末日現在）

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

a.「東京海上セレクション・バランス３０」
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。
「東京海上セレクション・バランス５０」
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
「東京海上セレクション・バランス７０」
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

b.「東京海上セレクション・バランス３０」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。
「東京海上セレクション・バランス５０」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
「東京海上セレクション・バランス７０」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の55以上となる投資の指図をしません。

c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の

10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

h. 「東京海上セレクション・バランス５０」、「東京海上セレクション・バランス７０」
デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

i. 「東京海上セレクション・バランス５０」、「東京海上セレクション・バランス７０」
外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

② 投資する株式等の範囲（約款）

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款）

a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款）
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 公社債の空売（約款）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 公社債の借入（約款）
a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭ 資金の借入（約款）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1．投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

・運用による損益は、全て投資者に帰属します。

・投資信託は預貯金や保険と異なります。

・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑥ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2．その他の留意事項

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

３．管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

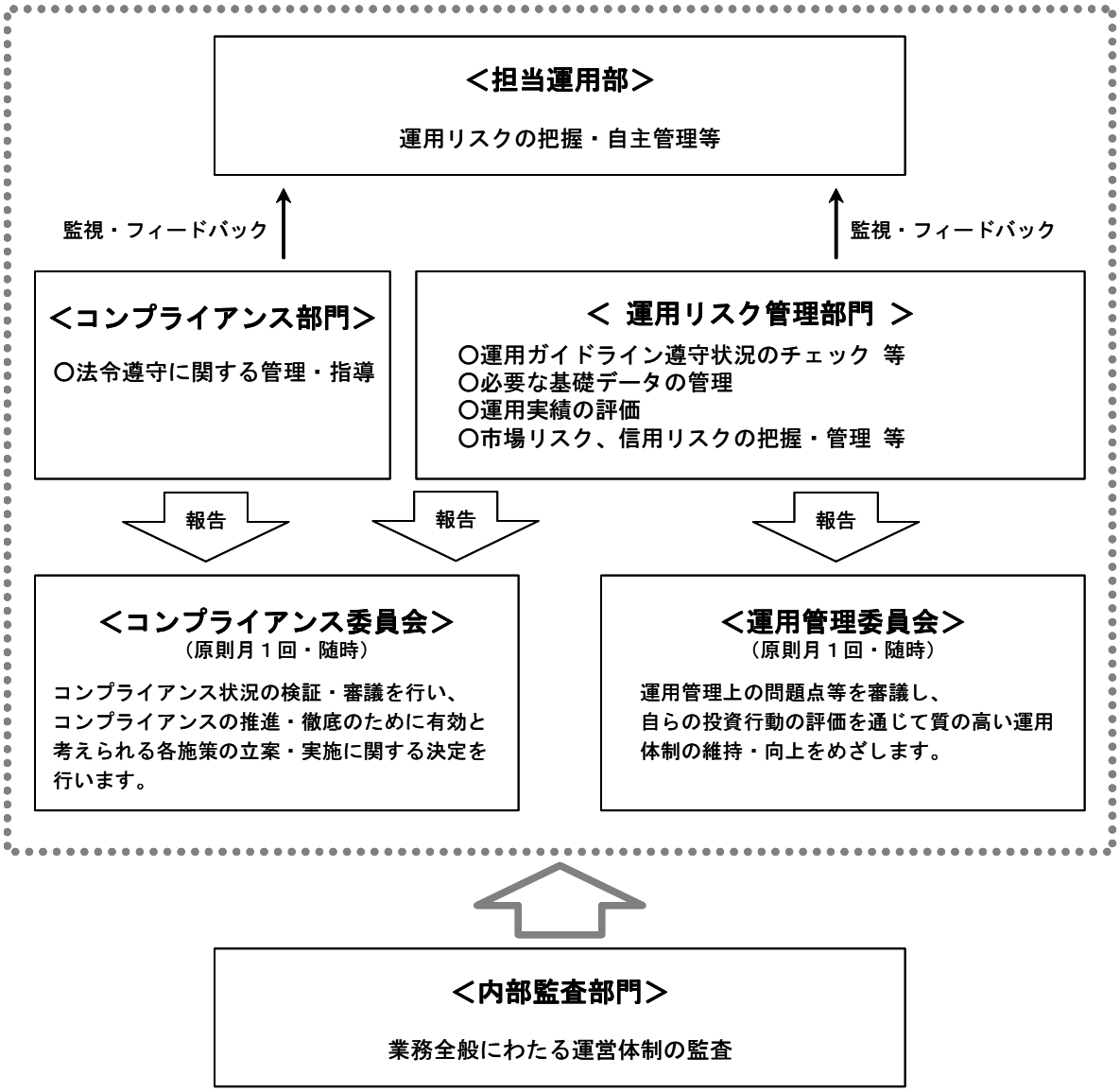

＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2020年1月～2024年12月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

バランス 30

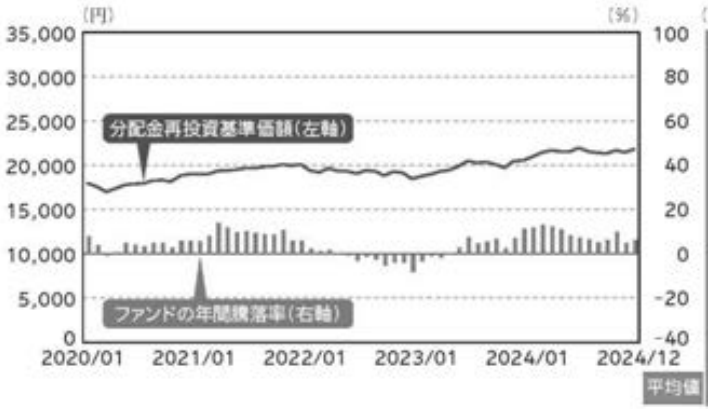

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

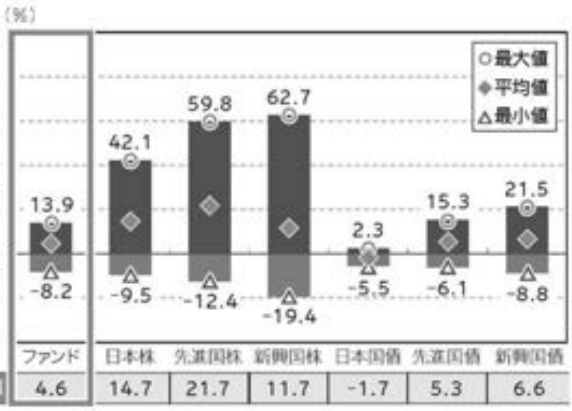

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

バランス 50

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

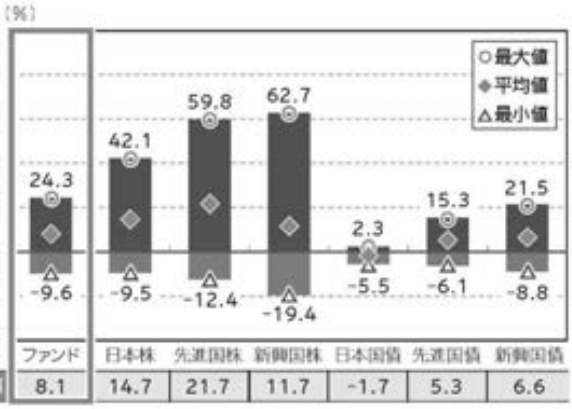

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

次ページへ続く

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

バランス70

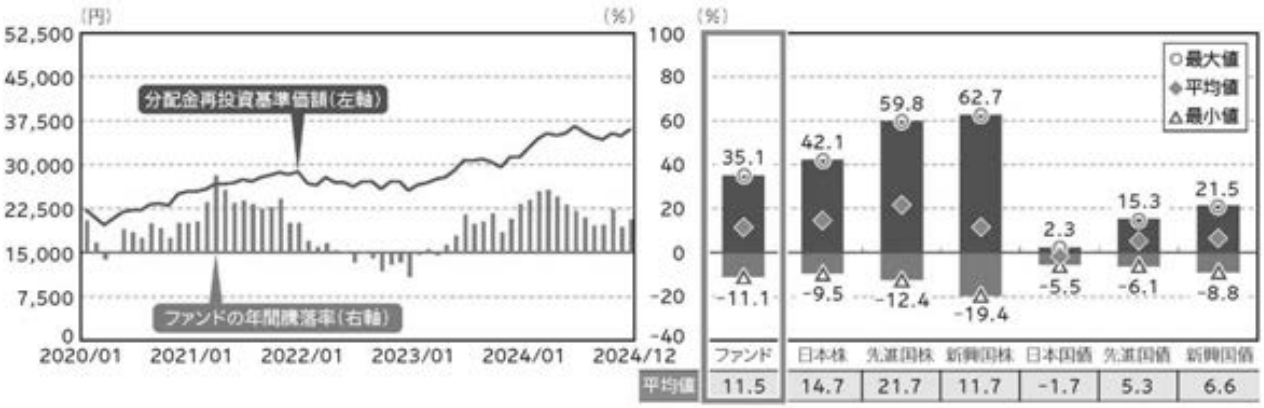

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下、ＪＰＸといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、所定の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
② ①の信託報酬（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 信託報酬率およびその配分については以下の通りとします。

	信託報酬率	委託会社＊1 （税抜）	販売会社＊2 （税抜）	受託会社＊3 （税抜）
東京海上セレクション ・バランス30	年率0.9273% （税抜0.843%）	年率0.38%	年率0.39%	年率0.073%
東京海上セレクション ・バランス50	年率1.1363% （税抜1.033%）	年率0.47%	年率0.49%	年率0.073%
東京海上セレクション ・バランス70	年率1.3453% （税抜1.223%）	年率0.56%	年率0.59%	年率0.073%

＊１ 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
＊２ 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
＊３ 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055％（税抜0.005％）を乗じて得た金額（ただし、年49.5万円（税抜45万円）の１日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％※および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15％×2.1％）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。
「東京海上セレクション・バランス５０」、「東京海上セレクション・バランス７０」は、「ＮＩＳＡ」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
「東京海上セレクション・バランス３０」は、「ＮＩＳＡ」の対象ではありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

＜確定拠出年金に対する課税＞

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（※１）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回

る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※２）「各受益者の個別元本」とは、原則として、各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＊上記は、2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2023年6月21日～2024年6月20日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
バランス30	1.02%	1.02%	0.01%
バランス50	1.23%	1.23%	0.01%
バランス70	1.42%	1.42%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2024年12月30日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上セレクション・バランス30

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	16,263,755,891	97.07
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		490,240,071	2.92
合計（純資産総額）		16,753,995,962	100.00

東京海上セレクション・バランス50

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	40,666,410,669	97.10
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,213,548,989	2.89
合計（純資産総額）		41,879,959,658	100.00

東京海上セレクション・バランス70

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	32,319,687,963	97.12
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		955,735,023	2.87
合計（純資産総額）		33,275,422,986	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）
東京海上セレクション・バランス30、東京海上セレクション・バランス50、東京海上セレクション・バランス70が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	110,693,826,880	98.71
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,438,218,399	1.28
合計（純資産総額）		112,132,045,279	100.00

ＴＭＡ日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	53,379,114,390	65.62
地方債証券	日本	2,163,848,000	2.66
社債券	日本	25,075,536,889	30.82
	フランス	394,714,000	0.48
	小計	25,470,250,889	31.31
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		323,420,162	0.39
合計（純資産総額）		81,336,633,441	100.00

ＴＭＡ外国株式マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	75,911,688,677	81.10
	カナダ	1,448,489,793	1.54
	ドイツ	244,805,268	0.26
	イタリア	167,184,615	0.17
	フランス	4,180,133,746	4.46
	オーストラリア	784,073,466	0.83
	イギリス	2,534,900,530	2.70
	スイス	1,851,899,406	1.97
	オランダ	2,015,210,439	2.15
	スペイン	151,982,026	0.16
	スウェーデン	584,176,440	0.62
	ノルウェー	189,427,872	0.20
	デンマーク	1,443,936,222	1.54
	アイルランド	584,779,438	0.62
	キュラソー	59,792,040	0.06
	小計	92,152,479,978	98.46
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,440,862,139	1.53
合計（純資産総額）		93,593,342,117	100.00

ＴＭＡ外国債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	16,719,278,407	45.85
	カナダ	821,712,517	2.25
	ドイツ	1,661,196,801	4.55
	イタリア	3,355,971,347	9.20
	フランス	2,746,003,115	7.53
	オーストラリア	892,486,239	2.44
	イギリス	2,530,751,375	6.94
	オランダ	330,772,289	0.90
	スペイン	1,673,743,590	4.59
	ベルギー	533,868,409	1.46
	オーストリア	337,791,583	0.92
	メキシコ	795,204,761	2.18
	中華人民共和国	3,366,031,369	9.23
	小計	35,764,811,802	98.09
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		693,066,141	1.90
合計（純資産総額）		36,457,877,943	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上セレクション・バランス30

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,892,013,341	1.3140	7,742,682,502	1.3131	7,736,802,718	46.17
2	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,114,844,252	3.0370	3,385,848,886	3.0686	3,421,011,071	20.41
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,121,546,974	3.0042	3,369,381,080	3.0239	3,391,445,894	20.24
4	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	216,282,904	7.6112	1,646,192,337	7.9271	1,714,496,208	10.23

東京海上セレクション・バランス50

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,839,520,374	3.0391	14,708,038,690	3.0686	14,850,552,219	35.45
2	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	8,395,560,304	1.3138	11,030,912,622	1.3131	11,024,210,235	26.32
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,781,953,526	3.0063	8,363,447,661	3.0239	8,412,349,267	20.08
4	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	804,745,613	7.6197	6,131,956,810	7.9271	6,379,298,948	15.23

東京海上セレクション・バランス70

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,455,970,680	3.0419	16,596,786,204	3.0686	16,742,191,628	50.31
2	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	846,765,240	7.6229	6,454,841,585	7.9271	6,712,392,734	20.17
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,866,119,349	3.0080	5,613,324,586	3.0239	5,642,958,299	16.95
4	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,453,846,091	1.3138	3,224,104,286	1.3131	3,222,145,302	9.68

b. 投資有価証券の種類

東京海上セレクション・バランス30

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.07
合　計	97.07

東京海上セレクション・バランス50

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.10

合　計	97.10

東京海上セレクション・バランス70

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.12
合　計	97.12

②【投資不動産物件】
東京海上セレクション・バランス30
　　該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
　　該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
　　該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
東京海上セレクション・バランス30
　　該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
　　該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
　　該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）
①投資有価証券の主要銘柄
a.主要銘柄の明細
ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	1,823,400	2,688.22	4,901,700,348	3,369.00	6,143,034,600	5.47
2	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	1,634,700	3,774.07	6,169,472,229	3,146.00	5,142,766,200	4.58
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	2,104,000	1,573.02	3,309,634,080	1,846.00	3,883,984,000	3.46
4	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	331,800	7,539.34	2,501,553,012	11,145.00	3,697,911,000	3.29
5	信越化学工業	日本	化学	株式	656,700	6,842.09	4,493,200,503	5,296.00	3,477,883,200	3.10
6	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	901,000	2,987.45	2,691,692,450	3,764.00	3,391,364,000	3.02
7	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	348,800	9,209.74	3,212,357,312	9,185.00	3,203,728,000	2.85
8	第一三共	日本	医薬品	株式	659,000	4,924.35	3,245,146,650	4,352.00	2,867,968,000	2.55
9	日立製作所	日本	電気機器	株式	713,000	2,753.48	1,963,231,240	3,937.00	2,807,081,000	2.50
10	ルネサスエレクトロニクス	日本	電気機器	株式	1,317,100	2,584.61	3,404,189,831	2,046.50	2,695,445,150	2.40
11	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	274,000	6,745.92	1,848,382,080	9,198.00	2,520,252,000	2.24
12	任天堂	日本	その他製品	株式	258,600	8,126.86	2,101,605,996	9,264.00	2,395,670,400	2.13
13	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	98,900	39,032.13	3,860,277,657	24,185.00	2,391,896,500	2.13
14	ディスコ	日本	機械	株式	55,700	50,754.72	2,827,038,326	42,730.00	2,380,061,000	2.12
15	バンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	株式	570,000	2,900.37	1,653,210,900	3,779.00	2,154,030,000	1.92

16	日本電気	日本	電気機器	株式	151,400	13,394.03	2,027,856,142	13,720.00	2,077,208,000	1.85
17	ＨＯＹＡ	日本	精密機器	株式	95,300	20,072.35	1,912,894,955	19,815.00	1,888,369,500	1.68
18	キーエンス	日本	電気機器	株式	28,000	70,797.19	1,982,321,320	64,630.00	1,809,640,000	1.61
19	富士通	日本	電気機器	株式	619,400	2,558.11	1,584,493,334	2,799.50	1,734,010,300	1.54
20	村田製作所	日本	電気機器	株式	677,400	2,956.00	2,002,394,400	2,559.50	1,733,805,300	1.54
21	第一生命ホールディングス	日本	保険業	株式	399,700	4,149.34	1,658,491,198	4,235.00	1,692,729,500	1.50
22	味の素	日本	食料品	株式	260,000	5,583.33	1,451,665,800	6,452.00	1,677,520,000	1.49
23	ＫＤＤＩ	日本	情報・通信業	株式	331,700	4,379.70	1,452,746,490	5,042.00	1,672,431,400	1.49
24	中外製薬	日本	医薬品	株式	232,000	5,849.55	1,357,095,600	6,999.00	1,623,768,000	1.44
25	イビデン	日本	電気機器	株式	325,300	6,352.72	2,066,539,816	4,775.00	1,553,307,500	1.38
26	三菱重工業	日本	機械	株式	667,900	1,597.75	1,067,137,225	2,223.00	1,484,741,700	1.32
27	三菱商事	日本	卸売業	株式	523,000	3,406.34	1,781,515,820	2,604.00	1,361,892,000	1.21
28	シスメックス	日本	電気機器	株式	436,800	2,795.40	1,221,030,720	2,916.50	1,273,927,200	1.13
29	ニデック	日本	電気機器	株式	438,200	3,370.00	1,476,734,000	2,855.00	1,251,061,000	1.11
30	鹿島建設	日本	建設業	株式	409,800	2,801.96	1,148,243,208	2,881.00	1,180,633,800	1.05

ＴＭＡ日本債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第３７４回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.800	2034/03/20	8,506,000,000	99.17	8,436,180,730	98.02	8,338,006,500	10.25
2	第３７６回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.900	2034/09/20	7,888,000,000	98.70	7,786,109,340	98.33	7,756,428,160	9.53
3	第１８８回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.600	2044/03/20	6,574,000,000	98.64	6,485,145,350	96.04	6,314,261,260	7.76
4	第１７４回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.700	2029/09/20	5,810,000,000	99.97	5,808,645,660	99.84	5,800,704,000	7.13
5	第１８９回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.900	2044/06/20	5,147,000,000	102.46	5,274,076,200	100.64	5,180,095,210	6.36
6	第３７５回利付国債（１０年）	日本	国債証券	1.100	2034/06/20	4,770,000,000	100.64	4,800,678,560	100.38	4,788,412,200	5.88
7	第１７２回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.500	2029/06/20	3,804,000,000	99.78	3,795,631,200	99.05	3,767,862,000	4.63
8	第１９０回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.800	2044/09/20	2,792,000,000	99.19	2,769,544,840	98.77	2,757,881,760	3.39
9	第１７回利付国債（４０年）	日本	国債証券	2.200	2064/03/20	2,388,000,000	91.93	2,195,478,430	91.87	2,194,022,760	2.69
10	第１６６回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.700	2038/09/20	1,365,000,000	90.52	1,235,598,000	90.75	1,238,751,150	1.52
11	第１６５回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.500	2038/06/20	1,367,000,000	89.90	1,228,933,000	88.70	1,212,624,690	1.49
12	第３４１回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.300	2025/12/20	917,000,000	99.80	915,166,000	99.87	915,862,920	1.12
13	第８０回利付国債（３０年）	日本	国債証券	1.800	2053/09/20	915,000,000	96.65	884,347,500	91.11	833,729,700	1.02
14	第２回武田薬品工業株式会社無担保社債（劣後）	日本	社債券	1.934	2084/06/25	500,000,000	100.00	500,000,000	100.20	501,000,000	0.61
15	第１回パナソニック株式会社無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.740	2081/10/14	500,000,000	99.31	496,580,000	99.01	495,070,000	0.60
16	第７回三菱商事株式会社無担保社債（劣後）	日本	社債券	0.510	2081/09/13	500,000,000	98.63	493,160,000	98.49	492,450,000	0.60
17	第１６４回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	日本	社債券	0.245	2031/04/15	500,000,000	96.25	481,270,000	94.99	474,950,000	0.58

18	第１７０回利付国債（２０年）	日本	国債証券	0.300	2039/09/20	520,000,000	83.82	435,864,000	83.82	435,895,200	0.53
19	第３４回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.476	2034/03/17	400,000,000	100.00	400,000,000	100.48	401,952,000	0.49
20	第２８回旭化成株式会社無担保社債	日本	社債券	1.066	2031/12/03	400,000,000	100.00	400,000,000	99.68	398,736,000	0.49
21	第１回住友生命第４回劣後ローン流動化株式会社無担保（劣後）	日本	社債券	1.884	2029/07/03	400,000,000	100.00	400,000,000	99.52	398,116,000	0.48
22	第５８回三井化学株式会社無担保社債	日本	社債券	0.662	2029/03/01	400,000,000	99.84	399,392,000	98.64	394,592,000	0.48
23	第２８回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	日本	社債券	0.544	2029/01/25	400,000,000	99.17	396,680,000	98.12	392,480,000	0.48
24	第３回明治安田生命保険無担保社債（劣後特約付）	日本	社債券	1.110	2047/11/06	400,000,000	98.38	393,532,000	97.84	391,384,000	0.48
25	第２５３回共同発行市場公募地方債	日本	地方債証券	0.856	2034/04/25	400,000,000	100.00	400,000,000	97.50	390,032,000	0.47
26	第１８７回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.300	2043/12/20	420,000,000	95.93	402,906,000	91.57	384,615,000	0.47
27	第６６回利付国債（３０年）	日本	国債証券	0.400	2050/03/20	570,000,000	67.22	383,154,000	67.01	381,985,500	0.46
28	第７１回利付国債（３０年）	日本	国債証券	0.700	2051/06/20	515,000,000	71.13	366,360,700	70.83	364,779,650	0.44
29	第６８回利付国債（３０年）	日本	国債証券	0.600	2050/09/20	515,000,000	70.16	361,324,000	70.10	361,030,450	0.44
30	第１７０回利付国債（５年）	日本	国債証券	0.600	2029/06/20	354,000,000	99.77	353,218,640	99.48	352,166,280	0.43

ＴＭＡ外国株式マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	103,200	67,496.79	6,965,669,396	68,101.23	7,028,047,493	7.50
2	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	289,800	14,294.72	4,142,611,768	21,672.24	6,280,615,673	6.71
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	132,600	28,199.28	3,739,224,661	35,392.77	4,693,081,965	5.01
4	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	92,300	28,327.02	2,614,584,740	40,429.22	3,731,617,578	3.98
5	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	39,100	77,938.44	3,047,393,379	80,670.21	3,154,205,531	3.37
6	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	株式	59,100	46,160.16	2,728,065,720	50,405.63	2,978,973,253	3.18
7	MASTERCARD INC - A	アメリカ	金融サービス	株式	34,200	77,406.88	2,647,315,557	84,183.39	2,879,072,143	3.07
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	91,200	23,779.55	2,168,695,171	30,693.24	2,799,224,144	2.99
9	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	90,800	23,632.67	2,145,846,825	30,490.77	2,768,562,533	2.95
10	MSCI INC	アメリカ	金融サービス	株式	28,300	88,329.29	2,499,719,014	96,424.94	2,728,825,977	2.91
11	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	17,800	117,167.08	2,085,574,194	148,641.74	2,645,823,078	2.82
12	SALESFORCE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	47,700	47,371.91	2,259,640,452	53,536.02	2,553,668,201	2.72
13	HERMES INTERNATIONAL	フランス	耐久消費財・アパレル	株式	6,600	386,013.25	2,547,687,506	381,624.88	2,518,724,208	2.69
14	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	12,400	179,364.81	2,224,123,764	189,396.82	2,348,520,605	2.50

15	COPART INC	アメリカ	商業・専門サービス	株式	251,900	8,755.20	2,205,437,157	9,247.20	2,329,370,385	2.48
16	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	100,000	20,694.38	2,069,438,493	20,817.49	2,081,749,200	2.22
17	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	14,400	99,382.91	1,431,113,935	143,556.25	2,067,210,129	2.20
18	TJX COMPANIES INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	102,700	15,667.13	1,609,015,237	19,604.82	2,013,415,958	2.15
19	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	株式	17,400	139,261.19	2,423,144,874	112,953.70	1,965,394,519	2.09
20	ZOETIS INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	72,100	26,952.18	1,943,252,484	26,036.42	1,877,226,458	2.00
21	ELI LILLY AND COMPANY	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	15,100	122,413.19	1,848,439,187	123,881.83	1,870,615,642	1.99
22	ADOBE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	23,200	82,233.18	1,907,809,974	70,624.20	1,638,481,588	1.75
23	VERISK ANALYTICS INC	アメリカ	商業・専門サービス	株式	37,300	37,393.75	1,394,786,949	43,863.31	1,636,101,612	1.74
24	HDFC Bank Ltd	アメリカ	銀行	株式	142,800	9,034.84	1,290,175,210	10,218.42	1,459,191,518	1.55
25	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	102,700	19,933.21	2,047,140,814	14,059.74	1,443,936,222	1.54
26	L'OREAL	フランス	家庭用品・パーソナル用品	株式	23,100	71,954.17	1,662,141,377	56,814.94	1,312,425,114	1.40
27	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	67,000	20,754.98	1,390,584,138	19,210.96	1,287,134,387	1.37
28	Taiwan Semiconductor Manufacturing	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	39,500	21,699.13	857,115,729	31,893.83	1,259,806,419	1.34
29	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	27,600	40,288.41	1,111,960,281	44,468.76	1,227,337,776	1.31
30	DOLLARAMA INC	カナダ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	78,600	11,542.31	907,225,998	15,390.85	1,209,720,943	1.29

ＴＭＡ外国債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T 3 1/8 11/15/28	アメリカ	国債証券	3.125	2028/11/15	7,200,000	15,039.75	1,082,862,316	15,093.21	1,086,711,430	2.98
2	T 2 3/8 02/15/42	アメリカ	国債証券	2.375	2042/02/15	6,900,000	11,586.68	799,481,265	11,197.10	772,600,238	2.11
3	T 4 1/8 11/15/32	アメリカ	国債証券	4.125	2032/11/15	5,000,000	15,718.66	785,933,148	15,377.75	768,887,647	2.10
4	T 1 07/31/28	アメリカ	国債証券	1.000	2028/07/31	5,400,000	13,754.24	742,729,246	14,038.16	758,060,966	2.07
5	T 0 5/8 11/30/27	アメリカ	国債証券	0.625	2027/11/30	4,900,000	13,824.68	677,409,560	14,208.39	696,211,352	1.90
6	T 0 1/2 10/31/27	アメリカ	国債証券	0.500	2027/10/31	4,300,000	13,791.71	593,043,710	14,199.43	610,575,725	1.67
7	T 4 01/31/31	アメリカ	国債証券	4.000	2031/01/31	3,500,000	15,832.34	554,132,128	15,386.71	538,534,933	1.47
8	T 3 5/8 02/15/44	アメリカ	国債証券	3.625	2044/02/15	4,000,000	13,843.22	553,728,862	13,284.03	531,361,223	1.45
9	T 0 5/8 07/31/26	アメリカ	国債証券	0.625	2026/07/31	3,200,000	14,444.99	462,239,923	14,930.09	477,762,917	1.31
10	T 3 05/15/45	アメリカ	国債証券	3.000	2045/05/15	3,900,000	12,410.26	484,000,241	11,888.52	463,652,456	1.27
11	T 4 3/8 12/15/26	アメリカ	国債証券	4.375	2026/12/15	2,900,000	15,785.64	457,783,693	15,832.52	459,143,092	1.25
12	T 1 1/4 03/31/28	アメリカ	国債証券	1.250	2028/03/31	3,200,000	14,027.35	448,875,296	14,324.55	458,385,867	1.25
13	FRTR 3 1/2 11/25/33	フランス	国債証券	3.500	2033/11/25	2,600,000	17,026.13	442,679,418	16,968.28	441,175,512	1.21
14	T 4 1/2 03/31/26	アメリカ	国債証券	4.500	2026/03/31	2,700,000	15,889.05	429,004,550	15,851.98	428,003,567	1.17
15	T 2 3/8 04/30/26	アメリカ	国債証券	2.375	2026/04/30	2,600,000	15,118.54	393,082,243	15,422.85	400,994,330	1.09
16	T 0 5/8 12/31/27	アメリカ	国債証券	0.625	2027/12/31	2,800,000	13,780.19	385,845,509	14,166.68	396,667,244	1.08
17	T 2 1/2 02/15/46	アメリカ	国債証券	2.500	2046/02/15	3,600,000	11,246.59	404,877,528	10,758.09	387,291,372	1.06

18	UKT 3 3/4 03/07/27	イギリス	国債証券	3.750	2027/03/07	1,900,000	19,676.30	373,849,815	19,606.67	372,526,810	1.02
19	T 1 3/4 08/15/41	アメリカ	国債証券	1.750	2041/08/15	3,600,000	10,507.89	378,284,306	10,188.39	366,782,344	1.00
20	T 4 7/8 04/30/26	アメリカ	国債証券	4.875	2026/04/30	2,300,000	16,038.58	368,887,500	15,931.38	366,421,807	1.00
21	T 3 1/8 05/15/48	アメリカ	国債証券	3.125	2048/05/15	3,100,000	12,438.95	385,607,724	11,804.49	365,939,233	1.00
22	T 3 7/8 02/15/43	アメリカ	国債証券	3.875	2043/02/15	2,600,000	14,419.68	374,911,908	13,889.56	361,128,647	0.99
23	FRTR 0 02/25/27	フランス	国債証券	－	2027/02/25	2,200,000	15,210.57	334,632,575	15,701.19	345,426,226	0.94
24	MBONO 8 1/2 03/01/29	メキシコ	国債証券	8.500	2029/03/01	46,000,000	738.54	339,730,257	736.53	338,808,273	0.92
25	BTPS 3.8 08/01/28	イタリア	国債証券	3.800	2028/08/01	1,900,000	16,896.05	321,025,026	17,141.78	325,693,911	0.89
26	T 4 5/8 06/30/26	アメリカ	国債証券	4.625	2026/06/30	2,000,000	16,041.83	320,836,617	15,889.36	317,787,327	0.87
27	T 4 1/2 02/15/44	アメリカ	国債証券	4.500	2044/02/15	2,000,000	15,934.78	318,695,627	15,022.77	300,455,494	0.82
28	T 1 1/4 06/30/28	アメリカ	国債証券	1.250	2028/06/30	2,100,000	13,943.31	292,809,717	14,210.86	298,428,196	0.81
29	T 1 1/2 01/31/27	アメリカ	国債証券	1.500	2027/01/31	1,900,000	14,579.74	277,015,195	14,933.18	283,730,431	0.77
30	T 4 02/29/28	アメリカ	国債証券	4.000	2028/02/29	1,800,000	15,603.17	280,857,239	15,636.64	281,459,683	0.77

b.投資有価証券の種類

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1.33
		食料品	3.28
		繊維製品	0.99
		化学	5.89
		医薬品	5.62
		非鉄金属	1.58
		機械	6.41
		電気機器	27.44
		輸送用機器	7.73
		精密機器	1.68
		その他製品	4.05
		陸運業	1.96
		空運業	0.59
		情報・通信業	10.16
		卸売業	1.53
		小売業	3.27
		銀行業	6.48
		保険業	1.50
		その他金融業	0.67
		不動産業	1.13
		サービス業	5.32
合　計			98.71

ＴＭＡ日本債券マザーファンド

種類	投資比率(%)

国債証券	65.62
地方債証券	2.66
社債券	31.31
合　計	99.60

ＴＭＡ外国株式マザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	2.87
		素材	1.80
		資本財	1.33
		商業・専門サービス	5.23
		耐久消費財・アパレル	3.58
		メディア・娯楽	8.77
		一般消費財・サービス流通・小売り	12.23
		生活必需品流通・小売り	2.82
		食品・飲料・タバコ	1.84
		家庭用品・パーソナル用品	2.54
		ヘルスケア機器・サービス	3.75
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.32
		銀行	1.55
		金融サービス	10.24
		ソフトウェア・サービス	11.98
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.98
		公益事業	1.60
		半導体・半導体製造装置	10.91
合　計			98.46

ＴＭＡ外国債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	98.09
合　計	98.09

②投資不動産物件

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

ＴＭＡ日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

ＴＭＡ外国株式マザーファンド
　　該当事項はありません。

ＴＭＡ外国債券マザーファンド
　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド
　　該当事項はありません。

ＴＭＡ日本債券マザーファンド
　　該当事項はありません。

ＴＭＡ外国株式マザーファンド
　　該当事項はありません。

ＴＭＡ外国債券マザーファンド
　　該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】
東京海上セレクション・バランス30

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	7,261	7,261	1.6397	1.6397
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	7,375	7,375	1.5556	1.5556
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	8,345	8,345	1.6445	1.6445
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	9,395	9,395	1.7132	1.7132
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	10,199	10,199	1.7206	1.7206
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	11,314	11,314	1.7862	1.7862
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	13,159	13,159	1.9494	1.9494
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	13,292	13,292	1.8777	1.8777
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	15,299	15,299	2.0418	2.0418
第23計算期間末	(2024年 6月20日)	16,625	16,625	2.1815	2.1815
2023年12月末日		15,616	—	2.0515	—
2024年 1月末日		16,007	—	2.0945	—
2月末日		16,337	—	2.1411	—
3月末日		16,535	—	2.1684	—
4月末日		16,403	—	2.1540	—
5月末日		16,403	—	2.1511	—
6月末日		16,691	—	2.1952	—
7月末日		16,441	—	2.1567	—
8月末日		16,374	—	2.1400	—
9月末日		16,331	—	2.1326	—

10月末日	16,691	—	2.1677	—
11月末日	16,456	—	2.1445	—
12月末日	16,753	—	2.1789	—

東京海上セレクション・バランス50

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	17,460	17,460	1.8073	1.8073
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	16,691	16,691	1.6257	1.6257
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	19,299	19,299	1.8001	1.8001
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	21,692	21,692	1.9278	1.9278
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	22,508	22,508	1.9034	1.9034
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	25,172	25,172	2.0325	2.0325
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	30,192	30,192	2.3362	2.3362
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	30,308	30,308	2.2345	2.2345
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	36,296	36,296	2.5573	2.5573
第23計算期間末	(2024年 6月20日)	41,545	41,545	2.8689	2.8689
2023年12月末日		37,399	—	2.5911	—
2024年 1月末日		38,908	—	2.6863	—
2月末日		40,188	—	2.7784	—
3月末日		41,001	—	2.8344	—
4月末日		40,711	—	2.8117	—
5月末日		40,867	—	2.8258	—
6月末日		42,016	—	2.9040	—
7月末日		41,164	—	2.8372	—
8月末日		40,579	—	2.7921	—
9月末日		40,332	—	2.7693	—
10月末日		41,487	—	2.8365	—
11月末日		40,876	—	2.8040	—
12月末日		41,879	—	2.8708	—

東京海上セレクション・バランス70

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	11,178	11,178	1.9268	1.9268
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	10,016	10,016	1.6496	1.6496
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	11,981	11,981	1.9093	1.9093
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	14,209	14,209	2.1022	2.1022
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	14,556	14,556	2.0375	2.0375

第19計算期間末	(2020年 6月22日)	16,690	16,690	2.2289	2.2289
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	21,396	21,396	2.6928	2.6928
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	21,425	21,425	2.5528	2.5528
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	26,933	26,933	3.0697	3.0697
第23計算期間末	(2024年 6月20日)	32,880	32,880	3.5957	3.5957
2023年12月末日		28,123	—	3.1302	—
2024年 1月末日		29,736	—	3.2926	—
2月末日		31,121	—	3.4442	—
3月末日		32,134	—	3.5374	—
4月末日		31,878	—	3.5014	—
5月末日		32,246	—	3.5389	—
6月末日		33,445	—	3.6590	—
7月末日		32,700	—	3.5585	—
8月末日		32,029	—	3.4765	—
9月末日		31,655	—	3.4315	—
10月末日		32,785	—	3.5371	—
11月末日		32,260	—	3.4950	—
12月末日		33,275	—	3.6023	—

②【分配の推移】
東京海上セレクション・バランス30
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス50
該当事項はありません。

東京海上セレクション・バランス70
該当事項はありません。

③【収益率の推移】
東京海上セレクション・バランス30

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	12.7
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	△5.1
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	5.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	4.2
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	0.4
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	3.8
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	9.1
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	△3.7
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	8.7
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	6.8

第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△0.6

東京海上セレクション・バランス50

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	19.0
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	△10.0
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	10.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	7.1
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	△1.3
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	6.8
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	14.9
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	△4.4
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	14.4
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	12.2
第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△0.9

東京海上セレクション・バランス70

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	25.2
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	△14.4
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	15.7
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	10.1
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	△3.1
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	9.4
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	20.8
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	△5.2
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	20.2
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	17.1
第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	△1.3

(4)【設定及び解約の実績】

東京海上セレクション・バランス30

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	752,812,130	473,743,068	4,428,618,869
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	737,353,659	424,952,766	4,741,019,762
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	851,848,846	517,917,376	5,074,951,232
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	995,848,750	586,312,750	5,484,487,232
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	937,330,085	493,818,004	5,927,999,313
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,157,893,992	751,369,637	6,334,523,668
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	1,151,261,292	735,173,193	6,750,611,767
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	1,044,265,618	715,450,061	7,079,427,324
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	1,017,533,232	603,765,337	7,493,195,219

第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	935,322,054	807,430,394	7,621,086,879
第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	420,465,792	358,278,725	7,683,273,946

東京海上セレクション・バランス50

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	1,402,715,708	1,077,220,104	9,660,971,667
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	1,414,327,085	807,809,379	10,267,489,373
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	1,395,263,568	941,550,860	10,721,202,081
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	1,537,635,326	1,006,494,751	11,252,342,656
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1,534,387,631	961,844,077	11,824,886,210
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,845,128,151	1,285,174,994	12,384,839,367
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	1,803,125,305	1,264,174,499	12,923,790,173
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	1,717,131,633	1,076,804,648	13,564,117,158
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	1,691,026,225	1,062,105,905	14,193,037,478
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	1,601,778,264	1,313,266,742	14,481,549,000
第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	722,021,101	606,484,506	14,597,085,595

東京海上セレクション・バランス70

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	1,062,555,794	828,850,382	5,801,709,592
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	977,656,753	707,580,926	6,071,785,419
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	977,047,955	773,282,465	6,275,550,909
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	1,236,700,333	752,662,728	6,759,588,514
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	1,133,160,102	748,405,338	7,144,343,278
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	1,429,368,793	1,085,435,128	7,488,276,943
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	1,471,907,293	1,014,272,500	7,945,911,736
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	1,359,663,500	912,819,228	8,392,756,008
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	1,247,990,369	866,555,873	8,774,190,504
第23計算期間	2023年 6月21日～2024年 6月20日	1,371,965,016	1,001,762,230	9,144,393,290
第24中間計算期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	573,181,271	476,239,428	9,241,335,133

＜参考情報＞

基準日：2024年12月30日

基準価額・純資産の推移

バランス 30

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

バランス 50

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第19期	2020/06/22	0円
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
第23期	2024/06/20	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第19期	2020/06/22	0円
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
第23期	2024/06/20	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日：2024年12月30日

バランス 70

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第19期	2020/06/22	0円
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
第23期	2024/06/20	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産構成

バランス 30

マザーファンド	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	20.4%	20.0%	+0.4%
TMA日本債券マザーファンド	46.2%	47.0%	-0.8%
TMA外国株式マザーファンド	10.2%	10.0%	+0.2%
TMA外国債券マザーファンド	20.2%	20.0%	+0.2%
短期金融資産等	2.9%	3.0%	-0.1%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

バランス 50

マザーファンド	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	35.5%	35.0%	+0.5%
TMA日本債券マザーファンド	26.3%	27.0%	-0.7%
TMA外国株式マザーファンド	15.2%	15.0%	+0.2%
TMA外国債券マザーファンド	20.1%	20.0%	+0.1%
短期金融資産等	2.9%	3.0%	-0.1%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

バランス 70

マザーファンド	組入比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	50.3%	50.0%	+0.3%
TMA日本債券マザーファンド	9.7%	10.0%	-0.3%
TMA外国株式マザーファンド	20.2%	20.0%	+0.2%
TMA外国債券マザーファンド	17.0%	17.0%	-0.0%
短期金融資産等	2.9%	3.0%	-0.1%

※組入比率は純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2024年12月30日

年間収益率の推移

バランス 30

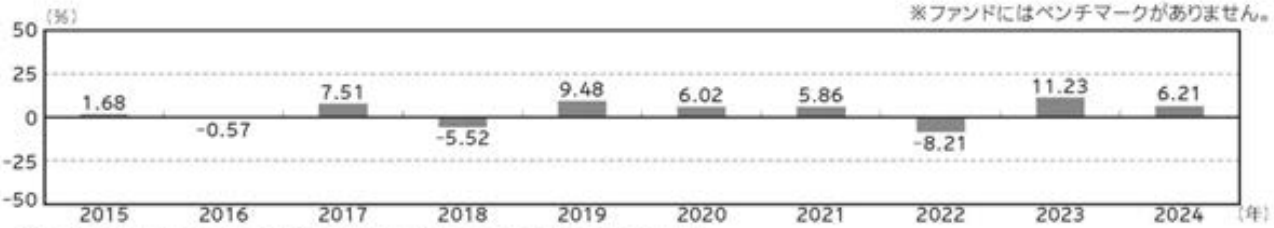

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

バランス 50

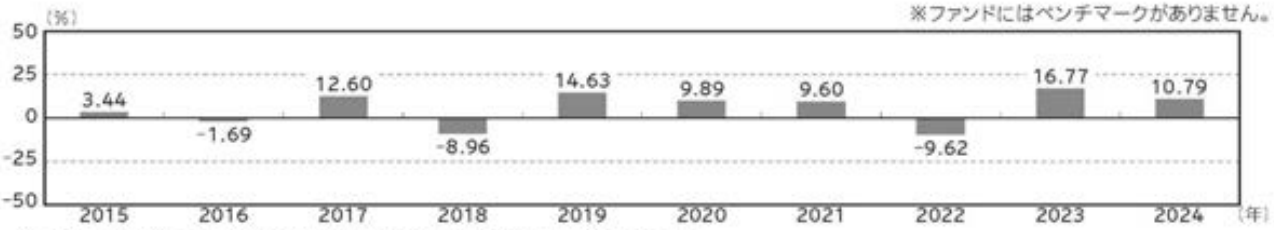

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

バランス 70

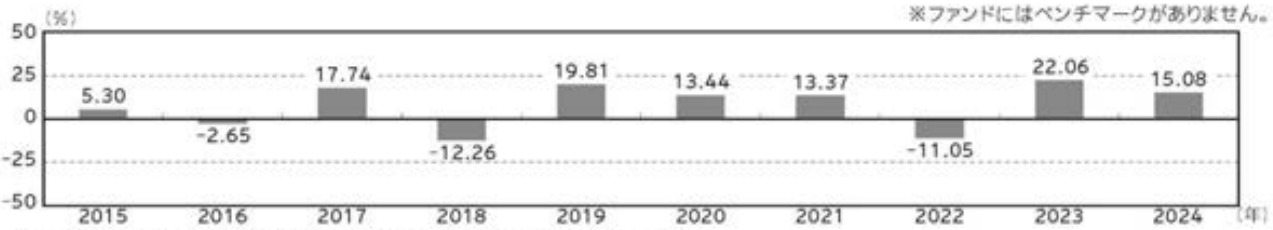

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示している場合があります。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。「東京海上セレクション・バランス３０」の取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、「東京海上セレクション・バランス３０」の設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。

b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

c. 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、１口の整数倍をもって取得できます。

d. 取得申込の受付は、原則として午後３時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
●委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント　サービスデスク
０１２０－７１２－０１６（営業日の９時～17時）
ホームページ
https://www.tokiomarineam.co.jp/

f. 申込手数料は、前記「第１ファンドの状況 ４手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。

g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

i. 各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

j. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
d. 解約単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後３時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
h. 解約にかかる手数料はありません。
i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から、お支払いします。
j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、受益権１口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2001年９月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年６月21日から翌年６月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、１ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。

d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託契約の解約をしません。

e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f. 上記c. からe. の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

g. 信託契約を解約する場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。

b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、１ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。

d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b. からd. の規定にしたがいます。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第23期計算期間(2023年6月21日から2024年6月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年8月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス30の2023年6月21日から2024年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス30の2024年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上セレクション・バランス30

(1)【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第22期 ［2023年 6月20日現在］ 金額（円）	第23期 ［2024年 6月20日現在］ 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		448,514,186	494,160,466
親投資信託受益証券		14,853,885,077	16,134,012,022
未収入金		81,318,432	83,330,977
未収利息		—	921
流動資産合計		15,383,717,695	16,711,504,386
資産合計		15,383,717,695	16,711,504,386
負債の部			
流動負債			
未払解約金		9,389,293	5,811,074
未払受託者報酬		6,248,266	6,816,455
未払委託者報酬		67,949,818	73,033,284
未払利息		965	—
その他未払費用		246,064	247,416
流動負債合計		83,834,406	85,908,229
負債合計		83,834,406	85,908,229
純資産の部			
元本等			
元本	※1	7,493,195,219	7,621,086,879
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		7,806,688,070	9,004,509,278
（分配準備積立金）		2,800,821,841	3,551,479,750
元本等合計		15,299,883,289	16,625,596,157
純資産合計		15,299,883,289	16,625,596,157
負債純資産合計		15,383,717,695	16,711,504,386

(2)【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 金額（円）	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		2,742	87,736
有価証券売買等損益		1,362,881,321	1,226,946,547
営業収益合計		1,362,884,063	1,227,034,283
営業費用			
支払利息		187,942	121,181
受託者報酬		12,363,997	13,543,242
委託者報酬		134,458,365	146,187,010
その他費用		493,480	494,832
営業費用合計		147,503,784	160,346,265
営業利益又は営業損失（△）		1,215,380,279	1,066,688,018
経常利益又は経常損失（△）		1,215,380,279	1,066,688,018
当期純利益又は当期純損失（△）		1,215,380,279	1,066,688,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		28,516,506	33,619,418
期首剰余金又は期首欠損金（△）		6,213,315,110	7,806,688,070
剰余金増加額又は欠損金減少額		937,946,777	1,006,241,810
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		937,946,777	1,006,241,810
剰余金減少額又は欠損金増加額		531,437,590	841,489,202
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		531,437,590	841,489,202
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		7,806,688,070	9,004,509,278

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1.※1　期首元本額	7,079,427,324円	7,493,195,219円
期中追加設定元本額	1,017,533,232円	935,322,054円
期中一部解約元本額	603,765,337円	807,430,394円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	7,493,195,219口	7,621,086,879口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（144,129,415円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（562,721,204円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,060,354,623円）及び分配準備積立金（2,093,971,222円）より、分配対象額は7,861,176,464円（１万口当たり10,491.06円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（174,487,540円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（858,581,060円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,478,617,288円）及び分配準備積立金（2,518,411,150円）より、分配対象額は9,030,097,038円（１万口当たり11,848.81円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	第22期 ［2023年 6月20日現在］	第23期 ［2024年 6月20日現在］
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第22期（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,326,829,733円
合計	1,326,829,733円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第23期（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,193,110,370円
合計	1,193,110,370円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1口当たり純資産額　2.0418円 (1万口当たり純資産額　20,418円)	1口当たり純資産額　2.1815円 (1万口当たり純資産額　21,815円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド	1,074,268,612	3,281,460,902	
	ＴＭＡ日本債券マザーファンド	5,893,473,662	7,773,491,760	
	ＴＭＡ外国株式マザーファンド	225,467,642	1,735,334,253	
	ＴＭＡ外国債券マザーファンド	1,106,570,840	3,343,725,107	
親投資信託受益証券　合計		8,299,780,756	16,134,012,022	
合計		8,299,780,756	16,134,012,022	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年8月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス50の2023年6月21日から2024年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス50の2024年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第22期 [2023年 6月20日現在] 金額（円）	第23期 [2024年 6月20日現在] 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,050,607,386	1,235,088,110
親投資信託受益証券		35,252,419,977	40,318,961,840
未収入金		213,064,736	263,391,990
未収利息		—	2,302
流動資産合計		36,516,092,099	41,817,444,242
資産合計		36,516,092,099	41,817,444,242
負債の部			
流動負債			
未払解約金		12,833,949	33,637,904
未払受託者報酬		14,496,452	16,735,328
未払委託者報酬		192,077,908	220,917,493
未払利息		2,261	—
その他未払費用		246,064	247,416
流動負債合計		219,656,634	271,538,141
負債合計		219,656,634	271,538,141
純資産の部			
元本等			
元本	※1	14,193,037,478	14,481,549,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		22,103,397,987	27,064,357,101
（分配準備積立金）		10,456,543,713	13,906,485,061
元本等合計		36,296,435,465	41,545,906,101
純資産合計		36,296,435,465	41,545,906,101
負債純資産合計		36,516,092,099	41,817,444,242

(2)【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 金額（円）	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		6,334	217,563
有価証券売買等損益		4,941,171,816	4,974,087,853
営業収益合計		4,941,178,150	4,974,305,416
営業費用			
支払利息		434,346	288,570
受託者報酬		28,606,982	32,763,487
委託者報酬		379,042,312	433,290,597
その他費用		493,480	494,832
営業費用合計		408,577,120	466,837,486
営業利益又は営業損失（△）		4,532,601,030	4,507,467,930
経常利益又は経常損失（△）		4,532,601,030	4,507,467,930
当期純利益又は当期純損失（△）		4,532,601,030	4,507,467,930
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		110,754,614	146,358,947
期首剰余金又は期首欠損金（△）		16,744,420,261	22,103,397,987
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,253,676,606	2,647,509,364
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,253,676,606	2,647,509,364
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,316,545,296	2,047,659,233
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,316,545,296	2,047,659,233
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		22,103,397,987	27,064,357,101

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区　分	第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1. ※1　期首元本額	13,564,117,158円	14,193,037,478円
期中追加設定元本額	1,691,026,225円	1,601,778,264円
期中一部解約元本額	1,062,105,905円	1,313,266,742円
2. ※1　計算期間末日における受益権の総数	14,193,037,478口	14,481,549,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（411,364,627円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,670,512,264円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,948,853,043円）及び分配準備積立金（7,374,666,822円）より、分配対象額は23,405,396,756円（１万口当たり16,490.73円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（503,488,769円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,857,620,214円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,339,997,757円）及び分配準備積立金（9,545,376,078円）より、分配対象額は28,246,482,818円（１万口当たり19,505.13円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	第22期 ［2023年 6月20日現在］	第23期 ［2024年 6月20日現在］
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第22期（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,709,193,368円
合計	4,709,193,368円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第23期（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,699,610,606円
合計	4,699,610,606円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1口当たり純資産額　2.5573円 (1万口当たり純資産額　25,573円)	1口当たり純資産額　2.8689円 (1万口当たり純資産額　28,689円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド	4,692,044,167	14,332,318,112	
	ＴＭＡ日本債券マザーファンド	8,449,632,480	11,145,065,241	
	ＴＭＡ外国株式マザーファンド	844,062,969	6,496,415,047	
	ＴＭＡ外国債券マザーファンド	2,761,744,528	8,345,163,440	
親投資信託受益証券　合計		16,747,484,144	40,318,961,840	
合計		16,747,484,144	40,318,961,840	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年8月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス70の2023年6月21日から2024年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス70の2024年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第22期［2023年 6月20日現在］金額（円）	第23期［2024年 6月20日現在］金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		771,271,067	976,994,514
親投資信託受益証券		26,168,882,677	31,910,576,439
未収入金		203,004,050	220,025,105
未収利息		—	1,821
流動資産合計		27,143,157,794	33,107,597,879
資産合計		27,143,157,794	33,107,597,879
負債の部			
流動負債			
未払解約金		36,925,050	11,825,156
未払受託者報酬		10,510,625	12,964,220
未払委託者報酬		161,600,793	201,793,218
未払利息		1,660	—
その他未払費用		246,064	247,416
流動負債合計		209,284,192	226,830,010
負債合計		209,284,192	226,830,010
純資産の部			
元本等			
元本	※1	8,774,190,504	9,144,393,290
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		18,159,683,098	23,736,374,579
（分配準備積立金）		8,582,221,056	12,250,917,593
元本等合計		26,933,873,602	32,880,767,869
純資産合計		26,933,873,602	32,880,767,869
負債純資産合計		27,143,157,794	33,107,597,879

(2)【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 金額（円）	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		4,545	170,608
有価証券売買等損益		4,825,957,108	5,164,816,420
営業収益合計		4,825,961,653	5,164,987,028
営業費用			
支払利息		312,776	215,112
受託者報酬		20,622,291	24,913,003
委託者報酬		317,067,660	385,505,707
その他費用		493,480	494,832
営業費用合計		338,496,207	411,128,654
営業利益又は営業損失（△）		4,487,465,446	4,753,858,374
経常利益又は経常損失（△）		4,487,465,446	4,753,858,374
当期純利益又は当期純損失（△）		4,487,465,446	4,753,858,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		158,096,817	178,508,177
期首剰余金又は期首欠損金（△）		13,032,395,509	18,159,683,098
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,152,222,379	3,079,658,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,152,222,379	3,079,658,958
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,354,303,419	2,078,317,674
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,354,303,419	2,078,317,674
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		18,159,683,098	23,736,374,579

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区　分	第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1.※1　期首元本額	8,392,756,008円	8,774,190,504円
期中追加設定元本額	1,247,990,369円	1,371,965,016円
期中一部解約元本額	866,555,873円	1,001,762,230円
2.※1　計算期間末日における受益権の総数	8,774,190,504口	9,144,393,290口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（341,024,660円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,838,833,244円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,045,996,336円）及び分配準備積立金（5,402,363,152円）より、分配対象額は19,628,217,392円（１万口当たり22,370.37円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（423,186,780円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,152,163,417円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,785,658,820円）及び分配準備積立金（7,675,567,396円）より、分配対象額は25,036,576,413円（１万口当たり27,379.13円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	第22期 ［2023年 6月20日現在］	第23期 ［2024年 6月20日現在］
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第22期（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,554,546,876円
合計	4,554,546,876円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第23期（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,855,513,299円
合計	4,855,513,299円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第22期 [2023年 6月20日現在]	第23期 [2024年 6月20日現在]
1口当たり純資産額　3.0697円 (1万口当たり純資産額　30,697円)	1口当たり純資産額　3.5957円 (1万口当たり純資産額　35,957円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド	5,300,005,469	16,189,396,705	
	ＴＭＡ日本債券マザーファンド	2,474,463,552	3,263,817,425	
	ＴＭＡ外国株式マザーファンド	889,827,881	6,848,649,268	
	ＴＭＡ外国債券マザーファンド	1,856,144,899	5,608,713,041	
親投資信託受益証券　合計		10,520,441,801	31,910,576,439	
合計		10,520,441,801	31,910,576,439	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）
東京海上セレクション・バランス30、東京海上セレクション・バランス50、東京海上セレクション・バランス70は、「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」、「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		214,492	100,265
コール・ローン		1,117,350,049	1,314,851,541
株式		92,965,002,650	108,754,364,200
未収入金		180,738,290	218,977,289
未収配当金		475,949,400	488,964,740
未収利息		―	2,451
流動資産合計		94,739,254,881	110,777,260,486
資産合計		94,739,254,881	110,777,260,486
負債の部			
流動負債			
未払金		184,046,914	219,199,341
未払解約金		600,330,206	682,420,921
未払利息		2,404	―
流動負債合計		784,379,524	901,620,262
負債合計		784,379,524	901,620,262
純資産の部			
元本等			
元本	※1	36,198,377,442	35,970,438,037
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		57,756,497,915	73,905,202,187
元本等合計		93,954,875,357	109,875,640,224
純資産合計		93,954,875,357	109,875,640,224
負債純資産合計		94,739,254,881	110,777,260,486

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分	［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1. ※1　本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	36,377,398,215円	36,198,377,442円
同期中における追加設定元本額	6,296,242,322円	6,558,691,677円
同期中における一部解約元本額	6,475,263,095円	6,786,631,082円
同期末における元本額	36,198,377,442円	35,970,438,037円
元本の内訳＊		
日本株アクティブファンド＜適格機関投資家限定＞	113,153,120円	102,162,261円
東京海上セレクション・日本株式	15,887,956,220円	15,944,196,975円
東京海上セレクション・バランス30	1,241,201,463円	1,074,268,612円
東京海上セレクション・バランス50	5,083,579,682円	4,692,044,167円
東京海上セレクション・バランス70	5,321,018,887円	5,300,005,469円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	190,017,893円	510,320,273円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	9,957,618円	7,045,699円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	21,303,873円	17,530,204円
ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	2,543,201円	2,406,179円
東京海上・日本株式ＧＡＲＰ＜適格機関投資家限定＞	8,327,645,485円	8,320,458,198円

計	36,198,377,442円	35,970,438,037円
2.※1　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	36,198,377,442口	35,970,438,037口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	[2023年 6月20日現在]	[2024年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	14,759,170,531円
合計	14,759,170,531円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△1,240,711,788円
合計	△1,240,711,788円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

（1口当たり情報に関する注記）

［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1口当たり純資産額　2.5956円 （1万口当たり純資産額　25,956円）	1口当たり純資産額　3.0546円 （1万口当たり純資産額　30,546円）

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備　考
		単価	金額	
鹿島建設	405,900	2,680.00	1,087,812,000	
山崎製パン	192,100	3,378.00	648,913,800	
アサヒグループホールディングス	98,700	5,696.00	562,195,200	
キッコーマン	413,500	1,828.00	755,878,000	
味の素	184,900	5,559.00	1,027,859,100	
ニチレイ	89,400	3,524.00	315,045,600	
東洋水産	59,400	9,462.00	562,042,800	
クラレ	24,100	1,804.00	43,476,400	
レゾナック・ホールディングス	127,900	3,486.00	445,859,400	
信越化学工業	650,600	6,184.00	4,023,310,400	
エア・ウォーター	305,900	2,163.00	661,661,700	
三井化学	177,100	4,263.00	754,977,300	
東京応化工業	268,900	4,435.00	1,192,571,500	
富士フイルムホールディングス	220,800	3,688.00	814,310,400	
資生堂	88,100	4,641.00	408,872,100	
ユニ・チャーム	129,700	5,211.00	675,866,700	
アステラス製薬	793,100	1,497.00	1,187,270,700	
中外製薬	129,200	5,142.00	664,346,400	
エーザイ	8,600	6,286.00	54,059,600	
ロート製薬	245,800	3,188.00	783,610,400	
ＪＣＲファーマ	543,900	584.00	317,637,600	
第一三共	791,800	5,464.00	4,326,395,200	
住友電気工業	510,600	2,518.50	1,285,946,100	
ＤＭＧ森精機	336,700	4,156.00	1,399,325,200	
ディスコ	44,700	62,110.00	2,776,317,000	
ＳＭＣ	18,100	76,690.00	1,388,089,000	
小松製作所	275,100	4,559.00	1,254,180,900	
荏原製作所	38,600	12,045.00	464,937,000	
ダイキン工業	25,800	23,025.00	594,045,000	

三菱重工業	314,800	1,640.00	516,272,000	
イビデン	251,200	7,150.00	1,796,080,000	
日立製作所	235,900	17,040.00	4,019,736,000	
三菱電機	417,700	2,481.00	1,036,313,700	
富士電機	101,000	9,045.00	913,545,000	
安川電機	53,500	5,875.00	314,312,500	
ニデック	176,400	7,341.00	1,294,952,400	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	91,300	3,375.00	308,137,500	
富士通	477,800	2,398.00	1,145,764,400	
ルネサスエレクトロニクス	1,304,700	3,128.00	4,081,101,600	
ソニーグループ	336,000	12,795.00	4,299,120,000	
日本光電工業	128,300	4,647.00	596,210,100	
アドバンテスト	254,000	5,836.00	1,482,344,000	
キーエンス	24,300	69,160.00	1,680,588,000	
シスメックス	390,900	2,473.00	966,695,700	
村田製作所	842,800	3,358.00	2,830,122,400	
東京エレクトロン	98,000	34,890.00	3,419,220,000	
デンソー	54,400	2,427.50	132,056,000	
トヨタ自動車	1,726,900	3,084.00	5,325,759,600	
本田技研工業	722,700	1,663.50	1,202,211,450	
スズキ	726,900	1,830.50	1,330,590,450	
島津製作所	122,800	3,936.00	483,340,800	
バンダイナムコホールディングス	564,700	2,998.50	1,693,252,950	
任天堂	256,100	8,488.00	2,173,776,800	
九州旅客鉄道	184,800	3,372.00	623,145,600	
ＳＧホールディングス	443,700	1,454.00	645,139,800	
日本郵船	138,500	4,596.00	636,546,000	
ＡＮＡホールディングス	302,400	2,920.00	883,008,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	131,300	8,243.00	1,082,305,900	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	123,400	1,180.00	145,612,000	
野村総合研究所	386,000	4,292.00	1,656,712,000	
メドレー	52,700	3,620.00	190,774,000	
ＪＴＯＷＥＲ	71,100	1,737.00	123,500,700	
大塚商会	168,100	2,908.50	488,918,850	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	146,400	2,707.00	396,304,800	
ＫＤＤＩ	403,000	4,155.00	1,674,465,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	179,700	2,981.00	535,685,700	
東宝	102,900	4,646.00	478,073,400	
カプコン	216,500	2,930.00	634,345,000	

ソフトバンクグループ	315,300	10,210.00	3,219,213,000	
三井物産	132,500	7,429.00	984,342,500	
三菱商事	381,900	3,054.00	1,166,322,600	
トラスコ中山	151,000	2,476.00	373,876,000	
エービーシー・マート	381,100	2,919.00	1,112,430,900	
クスリのアオキホールディングス	103,600	3,037.00	314,633,200	
良品計画	423,900	2,644.00	1,120,791,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	251,200	3,742.00	939,990,400	
ファーストリテイリング	14,900	39,810.00	593,169,000	
楽天銀行	238,400	2,749.00	655,361,600	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,203,700	1,547.00	3,409,123,900	
三井住友フィナンシャルグループ	319,800	10,000.00	3,198,000,000	
千葉銀行	430,600	1,367.50	588,845,500	
第一生命ホールディングス	174,400	3,965.00	691,496,000	
オリックス	314,000	3,449.00	1,082,986,000	
ＳＲＥホールディングス	95,300	4,620.00	440,286,000	
三井不動産	426,200	1,425.00	607,335,000	
三菱地所	186,400	2,430.50	453,045,200	
サイバーエージェント	815,000	985.30	803,019,500	
リクルートホールディングス	263,600	8,229.00	2,169,164,400	
ベイカレント・コンサルティング	220,800	3,125.00	690,000,000	
アンビスホールディングス	177,700	2,409.00	428,079,300	
合　計	27,943,900	－	108,754,364,200	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	［2023年 6月20日現在］ 金額（円）	［2024年 6月20日現在］ 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,538,000	557,000
コール・ローン		421,143,644	352,499,518
国債証券		44,838,922,550	47,038,843,220
地方債証券		401,700,000	2,581,328,000
社債券		35,928,003,977	31,480,122,664
未収入金		2,722,962,500	1,134,821,410
未収利息		71,672,471	87,054,304
前払費用		13,528,161	43,517,632
流動資産合計		84,399,471,303	82,718,743,748
資産合計		84,399,471,303	82,718,743,748
負債の部			
流動負債			
未払金		2,516,561,050	1,093,856,440
未払解約金		285,540,682	246,802,225
未払利息		906	—
流動負債合計		2,802,102,638	1,340,658,665
負債合計		2,802,102,638	1,340,658,665
純資産の部			
元本等			
元本	※1	59,298,643,500	61,699,123,236
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		22,298,725,165	19,678,961,847
元本等合計		81,597,368,665	81,378,085,083
純資産合計		81,597,368,665	81,378,085,083
負債純資産合計		84,399,471,303	82,718,743,748

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す

	る価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分	［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	62,982,483,053円	59,298,643,500円
同期中における追加設定元本額	12,198,021,002円	15,705,407,818円
同期中における一部解約元本額	15,881,860,555円	13,304,928,082円
同期末における元本額	59,298,643,500円	61,699,123,236円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・バランス30	5,104,547,979円	5,893,473,662円
東京海上セレクション・バランス50	6,864,294,479円	8,449,632,480円
東京海上セレクション・バランス70	1,862,872,379円	2,474,463,552円
東京海上セレクション・日本債券	11,437,398,585円	10,810,336,399円
東京海上・日本債券オープン（野村ＳＭＡ向け）	5,182,381,502円	3,959,955,256円
東京海上・日本債券オープン（野村 SMA・EW向け）	28,272,756,370円	28,735,777,014円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	332,739,767円	1,191,210,515円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	104,557,533円	98,686,111円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	74,599,621円	81,843,748円
ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	2,969,777円	3,744,499円
東京海上・日本債券オープンＦ（適格機関投資家専用）	59,525,508円	―円

計	59,298,643,500円	61,699,123,236円
2.※1　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	59,298,643,500口	61,699,123,236口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	[2023年 6月20日現在]	[2024年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）
（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	286,774,190円
地方債証券	1,700,000円
社債券	55,635,511円
合計	344,109,701円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△683,949,190円
地方債証券	△18,672,000円
社債券	△73,075,305円
合計	△775,696,495円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2023年6月20日現在)

該当事項はありません。

(2024年6月20日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2023年 6月20日現在]	[2024年 6月20日現在]
1口当たり純資産額　1.3760円 (1万口当たり純資産額　13,760円)	1口当たり純資産額　1.3190円 (1万口当たり純資産額　13,190円)

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
国債証券	第４５９回利付国債（２年）	166,000,000	165,837,320	
	第４６０回利付国債（２年）	541,000,000	541,297,550	
	第４６１回利付国債（２年）	784,000,000	785,740,480	
	第１４３回利付国債（５年）	388,000,000	388,042,680	
	第１６４回利付国債（５年）	1,666,000,000	1,644,725,180	
	第１６５回利付国債（５年）	1,963,000,000	1,946,569,690	
	第１６６回利付国債（５年）	110,000,000	109,587,500	
	第１６７回利付国債（５年）	1,263,000,000	1,256,558,700	
	第１６８回利付国債（５年）	6,950,000,000	6,978,912,000	
	第１６９回利付国債（５年）	194,000,000	193,864,200	
	第１７回利付国債（４０年）	774,000,000	763,473,600	
	第３３９回利付国債（１０年）	1,553,000,000	1,556,929,090	

	第３７２回利付国債（１０年）	2,494,000,000	2,475,868,620	
	第３７３回利付国債（１０年）	7,411,000,000	7,200,675,820	
	第３７４回利付国債（１０年）	119,000,000	117,407,780	
	第４１回利付国債（３０年）	147,000,000	146,037,150	
	第４４回利付国債（３０年）	350,000,000	345,061,500	
	第４７回利付国債（３０年）	140,000,000	134,911,000	
	第４８回利付国債（３０年）	94,000,000	87,082,540	
	第７７回利付国債（３０年）	188,000,000	169,876,800	
	第８０回利付国債（３０年）	4,780,000,000	4,511,985,400	
	第８２回利付国債（３０年）	2,801,000,000	2,637,477,620	
	第１６６回利付国債（２０年）	1,882,000,000	1,717,325,000	
	第１６８回利付国債（２０年）	1,298,000,000	1,121,523,920	
	第１６９回利付国債（２０年）	646,000,000	546,406,180	
	第１８１回利付国債（２０年）	830,000,000	733,437,800	
	第１８２回利付国債（２０年）	116,000,000	105,716,600	
	第１８５回利付国債（２０年）	224,000,000	201,801,600	
	第１８７回利付国債（２０年）	3,325,000,000	3,082,807,000	
	第１８８回利付国債（２０年）	5,517,000,000	5,371,902,900	
国債証券　合計		48,714,000,000	47,038,843,220	
地方債証券	令和６年度第１回北海道公募公債	100,000,000	98,386,000	
	令和６年度第３回北海道公募公債	100,000,000	99,892,000	
	第２６２回神奈川県公募公債	100,000,000	100,569,000	
	令和６年度第４回京都府公募公債	100,000,000	100,726,000	
	令和６年度第２回兵庫県公募公債	200,000,000	198,168,000	
	令和５年度第１３回静岡県公募公債	100,000,000	98,318,000	
	令和６年度第１回静岡県公募公債	100,000,000	98,318,000	
	令和６年度第２回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	99,083,000	
	令和６年度第３回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	100,026,000	
	令和６年度第１回広島県公募公債	200,000,000	198,502,000	
	令和６年度第１回埼玉県公募公債（１０年）	100,000,000	98,307,000	
	令和６年度第１回福岡県公募公債	100,000,000	99,674,000	
	令和６年度第２回千葉県公募公債	100,000,000	99,251,000	
	令和６年度第１回長野県公募公債（１０年）	100,000,000	100,070,000	
	令和６年度第１回茨城県公募公債	200,000,000	200,056,000	
	第３０回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	100,464,000	
	第２５３回共同発行市場公募地方債	400,000,000	393,224,000	

	第２５４回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,512,000	
	第５２８回名古屋市公募公債（１０年)	100,000,000	100,464,000	
	令和６年度第１回千葉市公募公債	100,000,000	98,318,000	
地方債証券　合計		2,600,000,000	2,581,328,000	
社債券	第９回ＢＰＣＥ円貨社債（劣後）	200,000,000	197,050,000	
	第１回クレディ・アグリコル円貨社債（劣後）	100,000,000	100,573,000	
	第９回クレディ・アグリコル円貨社債	200,000,000	198,030,000	
	第１１回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債（２０２３）	100,000,000	100,630,000	
	第１２回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債（２０２３）	200,000,000	201,140,000	
	第２回ヤンマーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,435,000	
	第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,534,000	28,963,436	
	第２回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	28,157,000	27,826,999	
	第９回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	50,279,000	49,419,229	
	第２回株式会社商工組合中央金庫無担保社債（劣後）	300,000,000	291,558,000	
	ソシエテ・ジェネラルＥＭＴＮ２０２１	200,000,000	197,348,000	
	第８７回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,142,000	
	第１回国際石油開発帝石株式会社無担保社債	100,000,000	99,266,000	
	第２回国際石油開発帝石株式会社無担保社債	100,000,000	95,760,000	
	第２回株式会社高松コンストラクショングループ無担保社債	200,000,000	198,546,000	
	第３０回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	193,020,000	
	第１２回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	200,000,000	194,094,000	
	第１４回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	96,860,000	
	第１２回西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,054,000	
	第９回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,271,000	

	第２５回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	95,218,000	
	第３０回大和ハウス工業株式会社無担保社債	300,000,000	298,830,000	
	第３２回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,490,000	
	第４回大和ハウス工業株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,821,000	
	第２２回積水ハウス株式会社無担保社債	200,000,000	197,350,000	
	第４回高砂熱学工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,475,000	
	ＢＮＰパリバＥＭＴＮ２０２１	200,000,000	196,540,000	
	第１４回日本ハム株式会社無担保社債	300,000,000	287,118,000	
	第３７回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	295,302,000	
	第１回アサヒグループホールディングス無担保社債（劣後）	200,000,000	200,718,000	
	第２３回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	294,216,000	
	第１９回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,482,000	
	第２回不二製油グループ本社株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,876,000	
	第３５回双日株式会社無担保社債	100,000,000	98,749,000	
	第１回アルフレッサホールディングス無担保社債	100,000,000	99,453,000	
	第６回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,829,000	
	第２回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	97,781,000	
	第７回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,912,000	
	第６回日本アコモデーションファンド投資法人無担保投資法人債	200,000,000	187,816,000	
	第１５回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	95,453,000	
	第１６回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,473,000	
	第１回株式会社オープンハウス無担保社債	100,000,000	99,988,000	
	第２２回旭化成株式会社無担保社債	200,000,000	199,296,000	
	第１回三井不動産ロジスティクスパーク投資法人債	100,000,000	96,069,000	

第５回日本土地建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,735,000	
第２８回北越コーポレーション株式会社無担保社債	300,000,000	296,625,000	
第３７回昭和電工株式会社無担保社債	100,000,000	98,959,000	
第２回住友化学株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,765,000	
第１回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,862,000	
第３回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,463,000	
第５７回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,605,000	
第５８回三井化学株式会社無担保社債	400,000,000	397,424,000	
第４１回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	300,000,000	283,953,000	
第１６回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,597,000	
第２回武田薬品工業株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	501,640,000	
第３回アステラス製薬株式会社無担保社債	300,000,000	298,647,000	
第１０回テルモ株式会社無担保社債	100,000,000	99,917,000	
第１１回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	300,000,000	297,156,000	
第１２回出光興産株式会社無担保社債	100,000,000	96,447,000	
第１回ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	197,636,000	
第１５回横浜ゴム株式会社無担保社債	100,000,000	97,868,000	
第４回日本製鉄株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	200,200,000	
第６回日本製鉄株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	200,102,000	
第１回合同製鐵株式会社無担保社債	100,000,000	99,381,000	
第３６回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	197,968,000	
第２２回三井金属鉱業株式会社無担保社債	100,000,000	99,034,000	
第３９回三菱マテリアル株式会社無担保社債	100,000,000	99,798,000	

第６回古河機械金属株式会社無担保社債	100,000,000	99,072,000	
第４７回古河電気工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,017,000	
第３２回住友電気工業株式会社無担保社債	200,000,000	196,636,000	
第１回文化シャッター株式会社無担保社債	100,000,000	98,744,000	
第９回日本発条株式会社無担保社債	200,000,000	198,036,000	
第２回テクノプロ・ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,848,000	
第１５回株式会社小松製作所無担保社債	100,000,000	99,399,000	
第８回住友重機械工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,792,000	
第９回住友重機械工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,844,000	
第１２回株式会社ジェイテクト無担保社債	100,000,000	98,901,000	
第２２回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	99,175,000	
第４６回三菱電機株式会社無担保社債	200,000,000	198,928,000	
第１回株式会社安川電機無担保社債	100,000,000	99,135,000	
第１６回日本電産株式会社無担保社債	200,000,000	197,868,000	
第１回パナソニック株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	495,135,000	
第３９回ソニーグループ株式会社無担保社債	200,000,000	199,304,000	
第４０回ソニーグループ株式会社無担保社債	300,000,000	298,113,000	
第６回スタンレー電気株式会社無担保社債	100,000,000	99,844,000	
第２７回日立造船株式会社無担保社債	100,000,000	98,545,000	
第５回Ａ号富国生命保険相互会社無担保社債（劣後）	100,000,000	94,137,000	
第２７回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,706,000	
第３回株式会社かんぽ生命保険無担保社債（劣後）	100,000,000	98,689,000	
第１回大樹生命保険株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	98,450,000	

第３回明治安田生命保険無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	392,508,000	
第３１回いすゞ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	98,413,000	
第２６回トヨタ自動車株式会社無担保社債	300,000,000	297,744,000	
第３１回マツダ株式会社無担保社債	100,000,000	99,404,000	
第１回日本生命第１回劣後ローン流動化株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	198,082,000	
第１回日本生命第２回劣後ローン流動化株式会社無担保社債（劣後）	300,000,000	295,968,000	
第１回住友生命第１回劣後ローン流動化株式会社無担保（劣後）	100,000,000	99,995,000	
第１回オリックス銀行株式会社無担保社債	300,000,000	297,768,000	
第２３回株式会社ニコン無担保社債	200,000,000	192,692,000	
第４回シチズン時計株式会社無担保社債	100,000,000	99,194,000	
第５回兼松株式会社無担保社債	100,000,000	98,143,000	
第６回兼松株式会社無担保社債	100,000,000	96,760,000	
第８３回三菱商事株式会社無担保社債	200,000,000	197,424,000	
第７回三菱商事株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	493,430,000	
第３回岩谷産業株式会社無担保社債	100,000,000	98,169,000	
第４４回株式会社丸井グループ無担保社債	300,000,000	296,160,000	
第２１回株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（劣後）	200,000,000	199,810,000	
第２６回株式会社りそなホールディングス無担保社債	200,000,000	197,316,000	
第２０回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	99,161,000	
第１回株式会社三井住友フィナンシャルグループ	200,000,000	200,232,000	
第４回株式会社三井住友フィナンシャルグループ	200,000,000	198,986,000	
第１５回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	200,000,000	199,230,000	
第１７回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	300,000,000	301,545,000	
第１回株式会社千葉銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,981,000	

第２回株式会社北國銀行無担保社債（劣後）	200,000,000	198,586,000	
第２８回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	500,000,000	493,680,000	
第１７回みずほフィナンシャルグループ（劣後）	100,000,000	99,833,000	
第３９回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,370,000	
第１回芙蓉総合リース株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	100,401,000	
第２４回みずほリース株式会社無担保社債	200,000,000	197,856,000	
第１７回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,653,000	
第２１回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,929,000	
第３４回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	405,508,000	
第５６回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	200,000,000	198,150,000	
第５８回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,655,000	
第６９回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	200,000,000	198,174,000	
第８２回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,439,000	
第２５回ＳＢＩホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,994,000	
第２６回ＳＢＩホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,986,000	
第１００回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	199,130,000	
第６５回アイフル株式会社無担保社債	100,000,000	99,847,000	
第１６回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,624,000	
第１７回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,029,000	
第２２回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	300,000,000	296,841,000	
第８０回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	99,347,000	
第８２回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	198,460,000	
第８５回アコム株式会社無担保社債	300,000,000	296,937,000	
第３２回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,132,000	

第３３回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	97,973,000	
第３５回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,887,000	
第１回三菱ＨＣキャピタル株式会社無担保社債（劣後）	500,000,000	492,250,000	
第３６回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	99,101,000	
第３７回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	97,496,000	
第５１回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,983,000	
第７回野村ホールディングス無担保社債	300,000,000	298,812,000	
第１回アニコム　ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,586,000	
第７回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	200,000,000	197,812,000	
第１回あいおいニッセイ同和損害保険株式会社無担保社債（劣後）	200,000,000	199,906,000	
第２０回ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社無担保社債	200,000,000	186,340,000	
第１回株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	197,440,000	
第２回株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	99,840,000	
第３回株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス無担保社債（劣後）	100,000,000	96,195,000	
第８４回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,025,000	
第５回三菱地所株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	99,628,000	
第１３５回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	94,902,000	
第１０９回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	95,303,000	
第１１０回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	94,628,000	
第１０回ＮＴＴ都市開発リート投資法人無担保投資法人債	100,000,000	95,594,000	
第１３４回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	100,302,000	
第６２回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	98,539,000	

第１６３回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	198,466,000	
第１６４回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	477,715,000	
第１２４回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,590,000	
第５８回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,378,000	
第６２回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	94,968,000	
第１回ヤマトホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,568,000	
第８回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,977,000	
第４３回日本郵船株式会社無担保社債	100,000,000	99,050,000	
第７回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	94,592,000	
第８回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	190,420,000	
第１０回日本航空株式会社無担保社債	200,000,000	198,694,000	
第２１回三菱倉庫株式会社無担保社債	100,000,000	98,377,000	
第４回株式会社ヤマタネ無担保社債	200,000,000	199,064,000	
第１２回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	97,301,000	
第２１回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	98,763,000	
第２６回ソフトバンク無担保社債	300,000,000	300,762,000	
第４６回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	99,236,000	
第１回ＧＭＯインターネット株式会社無担保社債	100,000,000	99,995,000	
第２回ＧＭＯインターネット株式会社無担保社債	100,000,000	98,831,000	
第１回関西電力株式会社無担保社債（劣後）	400,000,000	396,800,000	
第４４８回中国電力株式会社社債	200,000,000	193,522,000	
第１回九州電力株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	100,021,000	
第３回九州電力株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	97,680,000	
第５１６回九州電力株式会社社債	200,000,000	193,522,000	
第１５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	294,216,000	

	第３５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,055,000	
	第２回株式会社ＪＥＲＡ無担保社債	200,000,000	191,228,000	
	第１回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	200,000,000	199,898,000	
	第５回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	98,238,000	
	第２回大阪瓦斯株式会社無担保社債（劣後）	100,000,000	95,554,000	
	第６回株式会社イチネンホールディングス無担保社債	100,000,000	99,872,000	
	第７回株式会社イチネンホールディングス無担保社債	100,000,000	98,332,000	
	第８回ＳＣＳＫ株式会社無担保社債	100,000,000	99,053,000	
	第９回ＳＣＳＫ株式会社無担保社債	100,000,000	98,437,000	
	第１４回コナミホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,388,000	
社債券　合計		31,906,970,000	31,480,122,664	
合計		83,220,970,000	81,100,293,884	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	［2023年 6月20日現在］ 金額（円）	［2024年 6月20日現在］ 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		175,436,022	377,713,396
コール・ローン		1,349,633,141	2,247,781,204
株式		63,115,779,708	89,599,046,249
未収配当金		47,272,622	55,926,171
未収利息		—	4,190
流動資産合計		64,688,121,493	92,280,471,210
資産合計		64,688,121,493	92,280,471,210
負債の部			
流動負債			
未払解約金		533,407,750	706,984,871
未払利息		2,904	—
流動負債合計		533,410,654	706,984,871
負債合計		533,410,654	706,984,871
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,881,066,942	11,897,984,434
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		52,273,643,897	79,675,501,905
元本等合計		64,154,710,839	91,573,486,339
純資産合計		64,154,710,839	91,573,486,339
負債純資産合計		64,688,121,493	92,280,471,210

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象フ

	ァンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分	［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1. ※1　本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,064,955,052円	11,881,066,942円
同期中における追加設定元本額	2,100,784,693円	2,179,540,525円
同期中における一部解約元本額	2,284,672,803円	2,162,623,033円
同期末における元本額	11,881,066,942円	11,897,984,434円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・外国株式	9,484,340,222円	9,713,377,732円
東京海上セレクション・バランス30	288,640,317円	225,467,642円
東京海上セレクション・バランス50	1,013,577,658円	844,062,969円
東京海上セレクション・バランス70	990,368,211円	889,827,881円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	88,414,922円	213,925,107円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	4,630,336円	2,956,853円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	9,911,497円	7,356,540円

ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	1,183,779円	1,009,710円
計	11,881,066,942円	11,897,984,434円
2.※1　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,881,066,942口	11,897,984,434口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2.　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.　金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,870,643,271円
合計	6,870,643,271円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,766,208,842円
合計	4,766,208,842円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2023年6月20日現在)

該当事項はありません。

(2024年6月20日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2023年 6月20日現在]		[2024年 6月20日現在]	
1口当たり純資産額	5.3997円	1口当たり純資産額	7.6966円
(1万口当たり純資産額	53,997円)	(1万口当たり純資産額	76,966円)

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
CHEVRONTEXACO CORP	15,600	153.33	2,391,948.00	
CONOCOPHILLIPS	14,100	109.41	1,542,681.00	
EOG RESOURCES INC	12,200	119.50	1,457,900.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	40,070	109.38	4,382,856.60	
HALLIBURTON CO	12,000	32.94	395,280.00	
KINDER MORGAN INC	12,000	19.74	236,880.00	
PHILLIPS 66	4,700	135.85	638,495.00	
SCHLUMBERGER LTD	10,000	44.44	444,400.00	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,600	274.70	439,520.00	
BALL CORP	10,000	62.26	622,600.00	
CORTEVA INC	5,791	51.89	300,494.99	
DOW INC	5,791	55.44	321,053.04	
DUPONT DE NEMOURS INC	5,791	80.72	467,449.52	
ECOLAB INC	1,500	243.29	364,935.00	
INTERNATIONAL PAPER CO	5,000	46.25	231,250.00	

LINDE PLC	3,300	440.02	1,452,066.00	
PPG INDUSTRIES INC	2,200	127.86	281,292.00	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	1,800	300.19	540,342.00	
AMETEK INC	29,100	170.90	4,973,190.00	
COPART INC	142,800	54.86	7,834,008.00	
ROLLINS INC	113,200	49.75	5,631,700.00	
VERISK ANALYTICS INC	41,300	268.80	11,101,440.00	
NIKE INC -CL B	76,400	94.78	7,241,192.00	
ALPHABET INC-CL A	86,500	175.09	15,145,285.00	
ALPHABET INC-CL C	86,900	176.45	15,333,505.00	
NETFLIX INC	16,400	685.67	11,244,988.00	
THE WALT DISNEY CO	37,600	101.50	3,816,400.00	
AMAZON.COM INC	131,500	182.81	24,039,515.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	8,700	1,056.65	9,192,855.00	
POOL CORP	23,200	337.89	7,839,048.00	
TJX COMPANIES INC	101,800	110.26	11,224,468.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	19,600	870.75	17,066,700.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	62,100	66.17	4,109,157.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	34,800	48.42	1,685,016.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	52,500	109.91	5,770,275.00	
MEDTRONIC PLC	35,500	79.75	2,831,125.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	36,200	481.05	17,414,010.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	7,500	84.15	631,125.00	
ELI LILLY AND COMPANY	15,000	891.46	13,371,900.00	
MERCK & CO. INC.	65,500	127.99	8,383,345.00	
ZOETIS INC	64,700	169.66	10,977,002.00	
HDFC Bank Ltd	124,200	61.65	7,656,930.00	
MASTERCARD INC - A	32,800	450.11	14,763,608.00	
MOODY'S CORP	31,200	420.08	13,106,496.00	
MSCI INC	29,900	476.52	14,247,948.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	85,000	59.12	5,025,200.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	53,100	273.62	14,529,222.00	
ADOBE INC	20,800	522.25	10,862,800.00	
MICROSOFT CORP	96,000	446.34	42,848,640.00	
SALESFORCE INC	42,600	231.81	9,875,106.00	
APPLE INC	91,500	214.29	19,607,535.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	4,900	87.55	428,995.00	
CONSTELLATION ENERGY	2,833	220.41	624,421.53	
DOMINION ENERGY INC	4,000	49.42	197,680.00	

DUKE ENERGY CORP	10,300	100.03	1,030,309.00	
EXELON CORP	8,500	34.89	296,565.00	
NEXTERA ENERGY INC	24,900	70.44	1,753,956.00	
PPL CORPORATION	30,600	28.04	858,024.00	
SOUTHERN CO	12,200	77.94	950,868.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	36,900	154.63	5,705,847.00	
LAM RESEARCH CORP	2,700	1,089.58	2,941,866.00	
NVIDIA CORP	359,000	135.58	48,673,220.00	
Taiwan Semiconductor Manufacturing	42,200	179.69	7,582,918.00	
米ドル小計	2,598,376		456,936,846.68 (72,269,131,670)	
	銘柄数	63		
	比　率	78.9%	80.7%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
ENBRIDGE INC	13,000	47.57	618,410.00	
SUNCOR ENERGY INC	12,900	50.78	655,062.00	
TC ENERGY CORP	10,000	52.29	522,900.00	
DOLLARAMA INC	123,600	123.47	15,260,892.00	
加ドル小計	159,500		17,057,264.00 (1,967,384,829)	
	銘柄数	4		
	比　率	2.1%	2.2%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	25,400	13.89	353,009.20	
TOTALENERGIES SE	17,400	61.78	1,074,972.00	
AIR LIQUIDE	6,909	161.38	1,114,974.42	
AKZO NOBEL	5,333	58.82	313,687.06	
BASF SE	13,200	44.94	593,274.00	
SYMRISE AG	3,500	113.80	398,300.00	
HERMES INTERNATIONAL	5,100	2,127.00	10,847,700.00	
L'OREAL	22,900	436.65	9,999,285.00	
E.ON SE	50,000	12.50	625,250.00	
ENEL SPA	100,000	6.40	640,000.00	
ENGIE	8,000	13.21	105,680.00	
IBERDROLA SA	70,000	11.99	839,300.00	
ASML HOLDING NV	11,900	966.50	11,501,350.00	
ユーロ小計	339,642		38,406,781.68 (6,528,000,682)	
	銘柄数	13		

	比　率	7.1%	7.3%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	140,000	4.66	652,890.00	
SHELL PLC-NEW	47,300	27.48	1,299,804.00	
JOHNSON MATTHEY PLC	9,722	15.46	150,302.12	
ASTRAZENECA PLC	83,200	123.40	10,266,880.00	
NATIONAL GRID PLC	47,941	9.01	431,948.41	
英ポンド小計	328,163		12,801,824.53	
			(2,575,215,022)	
	銘柄数	5		
	比　率	2.8%	2.9%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
GIVAUDAN-REG	300	4,275.00	1,282,500.00	
LONZA GROUP AG-REG	5,400	473.40	2,556,360.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	29,500	249.80	7,369,100.00	
スイスフラン小計	35,200		11,207,960.00	
			(2,004,543,646)	
	銘柄数	3		
	比　率	2.2%	2.2%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
ATLAS COPCO AB-A SHS	230,300	198.75	45,772,125.00	
スウェーデンクローネ小計	230,300		45,772,125.00	
			(692,532,251)	
	銘柄数	1		
	比　率	0.8%	0.8%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
EQUINOR ASA	45,000	289.60	13,032,000.00	
YARA INTERNATIONAL ASA	6,000	297.70	1,786,200.00	
ノルウェークローネ小計	51,000		14,818,200.00	
			(221,828,454)	
	銘柄数	2		
	比　率	0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	株	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
NOVO NORDISK A/S-B	101,800	984.20	100,191,560.00	
デンマーククローネ小計	101,800		100,191,560.00	
			(2,283,365,652)	
	銘柄数	1		

	比　率	2.5%	2.5%	
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	7,228	27.28	197,179.84	
BHP GROUP LIMITED	40,000	42.74	1,709,600.00	
RIO TINTO LIMITED	10,000	119.21	1,192,100.00	
CSL LIMITED	23,600	293.00	6,914,800.00	
豪ドル小計	80,828		10,013,679.84 (1,057,044,043)	
	銘柄数	4		
	比　率	1.2%	1.2%	
合　計	株 3,924,809		円 89,599,046,249 (89,599,046,249)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	［2023年 6月20日現在］ 金額（円）	［2024年 6月20日現在］ 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		55,781,735	137,912,830
コール・ローン		285,235,441	279,131,590
国債証券		29,371,125,692	35,343,477,002
未収入金		252,395,078	129,125,324
未収利息		148,708,902	236,287,734
前払費用		43,860,700	47,265,529
流動資産合計		30,157,107,548	36,173,200,009
資産合計		30,157,107,548	36,173,200,009
負債の部			
流動負債			
未払金		277,694,371	132,359,656
未払解約金		187,897,825	185,635,036
未払利息		613	―
流動負債合計		465,592,809	317,994,692
負債合計		465,592,809	317,994,692
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,205,436,529	11,866,020,160
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		18,486,078,210	23,989,185,157
元本等合計		29,691,514,739	35,855,205,317
純資産合計		29,691,514,739	35,855,205,317
負債純資産合計		30,157,107,548	36,173,200,009

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区　分	［2023年 6月20日現在］	［2024年 6月20日現在］
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,667,945,705円	11,205,436,529円
同期中における追加設定元本額	2,141,901,763円	2,557,745,612円
同期中における一部解約元本額	1,604,410,939円	1,897,161,981円
同期末における元本額	11,205,436,529円	11,866,020,160円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・外国債券	5,505,633,321円	5,616,034,296円
東京海上セレクション・バランス30	1,150,995,744円	1,106,570,840円
東京海上セレクション・バランス50	2,694,341,274円	2,761,744,528円
東京海上セレクション・バランス70	1,678,168,258円	1,856,144,899円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	176,297,932円	525,525,597円
計	11,205,436,529円	11,866,020,160円

2. ※1　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,205,436,529口	11,866,020,160口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日	自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	[2023年 6月20日現在]	[2024年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△620,615,635円
合計	△620,615,635円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

（自 2023年6月21日　至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	56,465,113円
合計	56,465,113円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2023年6月20日現在)

該当事項はありません。

(2024年6月20日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2023年 6月20日現在]	[2024年 6月20日現在]
1口当たり純資産額　2.6497円 (1万口当たり純資産額　26,497円)	1口当たり純資産額　3.0217円 (1万口当たり純資産額　30,217円)

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
国債証券	米ドル			米ドル	
		T 0 1/2 05/31/27	1,000,000.00	891,796.88	
		T 0 1/2 08/31/27	800,000.00	707,250.00	
		T 0 1/2 10/31/27	5,100,000.00	4,480,828.12	
		T 0 1/4 10/31/25	3,400,000.00	3,193,078.14	
		T 0 3/4 01/31/28	1,000,000.00	880,390.63	
		T 0 3/4 04/30/26	1,800,000.00	1,673,718.75	
		T 0 3/4 05/31/26	1,500,000.00	1,390,781.25	
		T 0 3/4 08/31/26	200,000.00	184,015.62	
		T 0 3/8 09/30/27	1,100,000.00	966,195.31	
		T 0 3/8 11/30/25	100,000.00	93,726.56	
		T 0 5/8 07/31/26	7,400,000.00	6,805,687.50	
		T 0 5/8 11/30/27	4,900,000.00	4,316,976.58	
		T 0 5/8 12/31/27	2,800,000.00	2,459,843.76	

		T 1 07/31/28	5,400,000.00	4,732,171.90	
		T 1 1/2 01/31/27	1,900,000.00	1,760,320.32	
		T 1 1/4 03/31/28	3,200,000.00	2,857,500.00	
		T 1 1/4 04/30/28	1,900,000.00	1,693,078.12	
		T 1 1/4 05/31/28	300,000.00	266,765.62	
		T 1 1/4 06/30/28	2,100,000.00	1,863,585.94	
		T 1 1/4 09/30/28	100,000.00	88,148.43	
		T 1 1/4 11/30/26	1,200,000.00	1,109,156.25	
		T 1 1/8 02/29/28	100,000.00	89,062.50	
		T 1 1/8 08/15/40	2,800,000.00	1,753,937.50	
		T 1 1/8 08/31/28	700,000.00	615,179.69	
		T 1 3/4 08/15/41	6,100,000.00	4,142,281.25	
		T 1 3/8 10/31/28	100,000.00	88,453.12	
		T 1 3/8 11/15/40	1,100,000.00	713,625.00	
		T 1 5/8 11/30/26	2,000,000.00	1,866,093.76	
		T 1 7/8 02/15/41	2,100,000.00	1,473,609.37	
		T 1 7/8 02/28/27	800,000.00	747,187.50	
		T 2 1/2 02/15/46	3,800,000.00	2,749,656.22	
		T 2 1/4 05/15/41	2,200,000.00	1,631,953.13	
		T 2 3/4 04/30/27	100,000.00	95,429.68	
		T 2 3/4 05/31/29	1,000,000.00	933,281.25	
		T 2 3/4 08/15/42	1,500,000.00	1,180,078.12	
		T 2 3/4 11/15/42	200,000.00	156,781.25	
		T 2 3/8 02/15/42	7,200,000.00	5,374,125.00	
		T 2 3/8 04/30/26	2,600,000.00	2,491,125.00	
		T 2 5/8 02/15/29	300,000.00	279,375.00	
		T 2 5/8 07/31/29	200,000.00	185,187.50	
		T 2 7/8 04/30/29	200,000.00	187,906.25	
		T 2 7/8 05/15/43	1,500,000.00	1,192,617.19	
		T 2 7/8 08/15/28	200,000.00	189,062.50	
		T 3 02/15/47	1,900,000.00	1,495,507.78	
		T 3 05/15/45	3,800,000.00	3,026,343.75	
		T 3 1/2 01/31/28	2,700,000.00	2,622,585.94	
		T 3 1/4 05/15/42	300,000.00	255,328.12	
		T 3 1/8 02/15/43	1,600,000.00	1,325,750.00	
		T 3 1/8 08/15/44	600,000.00	491,156.25	
		T 3 1/8 11/15/28	7,200,000.00	6,863,625.00	
		T 3 3/4 06/30/30	1,500,000.00	1,461,445.31	
		T 3 3/4 11/15/43	800,000.00	723,187.50	

		T 3 3/8 08/15/42	300,000.00	259,171.87	
		T 3 5/8 02/15/44	4,000,000.00	3,546,562.52	
		T 3 5/8 08/15/43	1,500,000.00	1,333,359.37	
		T 3 7/8 02/15/43	2,600,000.00	2,399,515.63	
		T 3 7/8 05/15/43	900,000.00	830,390.62	
		T 3 7/8 11/30/27	200,000.00	196,750.00	
		T 4 02/29/28	300,000.00	296,367.18	
		T 4 12/15/25	800,000.00	789,812.50	
		T 4 3/8 12/15/26	2,900,000.00	2,888,105.47	
		T 4 5/8 10/15/26	1,100,000.00	1,100,472.65	
	米ドル小計		119,000,000.00	102,456,460.92 (16,204,513,859)	
		銘柄数	62		
		比　率	45.2%	45.8%	
	加ドル			加ドル	
		CAN 0 1/4 03/01/26	500,000.00	470,690.00	
		CAN 1 09/01/26	700,000.00	660,373.00	
		CAN 1 1/2 04/01/25	200,000.00	195,641.20	
		CAN 1 1/2 06/01/31	900,000.00	802,260.00	
		CAN 1 1/2 12/01/31	100,000.00	88,356.00	
		CAN 1 1/4 03/01/27	400,000.00	376,428.00	
		CAN 1 3/4 12/01/53	100,000.00	72,140.00	
		CAN 2 06/01/32	1,000,000.00	911,700.00	
		CAN 2 12/01/51	500,000.00	386,990.00	
		CAN 2 3/4 09/01/27	600,000.00	587,430.00	
		CAN 2 3/4 12/01/55	100,000.00	90,960.00	
		CAN 3 04/01/26	100,000.00	98,539.00	
		CAN 3 1/2 03/01/28	200,000.00	200,790.60	
		CAN 3 1/2 08/01/25	800,000.00	793,632.00	
		CAN 3 1/4 09/01/28	300,000.00	298,767.00	
		CAN 3 1/4 12/01/33	400,000.00	398,684.00	
		CAN 3 10/01/25	200,000.00	197,304.20	
		CAN 4 06/01/41	200,000.00	217,808.00	
		CAN 4 1/2 02/01/26	300,000.00	302,424.00	
		CAN 4 1/2 11/01/25	300,000.00	301,557.00	
		CANADA 2 3/4 12/01/64	300,000.00	271,530.00	
	加ドル小計		8,200,000.00	7,724,004.00 (890,886,621)	
		銘柄数	21		
		比　率	2.5%	2.5%	

メキシコペソ			メキシコペソ	
	MBONO 5 1/2 03/04/27	25,000,000.00	22,095,200.00	
	MBONO 5 3/4 03/05/26	3,000,000.00	2,785,932.00	
	MBONO 7 09/03/26	18,000,000.00	16,662,645.00	
	MBONO 7 1/2 05/26/33	21,000,000.00	17,866,338.00	
	MBONO 7 3/4 05/29/31	14,000,000.00	12,507,502.00	
	MBONO 7 3/4 11/13/42	9,000,000.00	7,300,395.00	
	MBONO 8 07/31/53	20,000,000.00	15,987,160.00	
	MBONO 8 1/2 03/01/29	7,000,000.00	6,530,356.00	
メキシコペソ小計		117,000,000.00	101,735,528.00 (872,758,574)	
	銘柄数	8		
	比　率	2.4%	2.5%	
ユーロ			ユーロ	
	BGB 0 10/22/27	100,000.00	91,760.00	
	BGB 0.8 06/22/27	600,000.00	564,180.00	
	BGB 0.8 06/22/28	100,000.00	92,120.00	
	BGB 1 06/22/26	100,000.00	95,750.00	
	BGB 1.9 06/22/38	200,000.00	169,820.00	
	BGB 2.15 06/22/66	200,000.00	146,600.00	
	BGB 2.85 10/22/34	300,000.00	290,310.00	
	BGB 3 1/2 06/22/55	100,000.00	97,560.00	
	BGB 3.3 06/22/54	300,000.00	286,560.00	
	BGB 3.45 06/22/43	100,000.00	100,310.00	
	BGB 4 1/4 03/28/41	500,000.00	555,450.00	
	BGB 5 03/28/35	500,000.00	583,250.00	
	BGB 5 1/2 03/28/28	100,000.00	109,315.00	
	BKO 2 1/2 03/19/26	600,000.00	595,980.00	
	BKO 2.9 06/18/26	300,000.00	300,540.00	
	BKO 3.1 12/12/25	200,000.00	200,240.00	
	BTPS 0 04/01/26	400,000.00	377,000.00	
	BTPS 1.1 04/01/27	500,000.00	470,200.00	
	BTPS 2.65 12/01/27	700,000.00	684,670.00	
	BTPS 2.8 03/01/67	400,000.00	289,200.00	
	BTPS 2.8 06/15/29	200,000.00	194,100.00	
	BTPS 2.95 02/15/27	400,000.00	395,800.00	
	BTPS 3.1 03/01/40	200,000.00	175,000.00	
	BTPS 3.2 01/28/26	3,300,000.00	3,285,150.00	
	BTPS 3.35 03/01/35	600,000.00	569,220.00	

		BTPS 3.4 03/28/25	600,000.00	598,962.00	
		BTPS 3.4 04/01/28	300,000.00	300,330.00	
		BTPS 3.6 09/29/25	600,000.00	600,480.00	
		BTPS 3.7 06/15/30	600,000.00	604,500.00	
		BTPS 3.8 04/15/26	500,000.00	503,200.00	
		BTPS 3.8 08/01/28	1,900,000.00	1,928,500.00	
		BTPS 3.85 07/01/34	100,000.00	99,560.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	600,000.00	557,580.00	
		BTPS 3.85 09/15/26	300,000.00	302,940.00	
		BTPS 4 1/2 10/01/53	600,000.00	609,480.00	
		BTPS 4 3/4 09/01/44	700,000.00	742,840.00	
		BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,543,200.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	297,750.00	
		BTPS 4.35 11/01/33	500,000.00	519,700.00	
		BTPS 4.45 09/01/43	400,000.00	407,080.00	
		BTPS 5 08/01/34	1,000,000.00	1,092,400.00	
		BTPS 5 08/01/39	1,100,000.00	1,195,920.00	
		BTPS 5 09/01/40	700,000.00	761,530.00	
		BTPS 5 3/4 02/01/33	500,000.00	571,300.00	
		DBR 1 05/15/38	600,000.00	491,616.00	
		DBR 2 1/2 07/04/44	800,000.00	786,920.00	
		DBR 2 1/2 08/15/46	500,000.00	492,370.00	
		DBR 3 1/4 07/04/42	500,000.00	545,940.00	
		DBR 4 01/04/37	700,000.00	810,362.00	
		DBR 4 3/4 07/04/40	600,000.00	769,200.00	
		DBR 4.25 07/04/39	500,000.00	603,060.00	
		FRTR 0 02/25/27	2,500,000.00	2,307,750.00	
		FRTR 0 3/4 02/25/28	1,300,000.00	1,200,095.00	
		FRTR 1 05/25/27	1,000,000.00	944,250.00	
		FRTR 1 1/4 05/25/34	1,300,000.00	1,091,090.00	
		FRTR 1 1/4 05/25/36	1,600,000.00	1,284,480.00	
		FRTR 1 1/4 05/25/38	1,700,000.00	1,302,880.00	
		FRTR 2 1/2 05/25/43	500,000.00	430,850.00	
		FRTR 2 1/2 09/24/26	3,000,000.00	2,960,700.00	
		FRTR 2 1/2 09/24/27	1,500,000.00	1,475,850.00	
		FRTR 2 3/4 02/25/29	400,000.00	396,000.00	
		FRTR 3 05/25/54	200,000.00	178,480.00	
		FRTR 3 1/2 11/25/33	100,000.00	102,860.00	
		FRTR 3 1/4 05/25/55	100,000.00	93,300.00	

		FRTR 4 04/25/55	600,000.00	646,320.00	
		FRTR 4 04/25/60	600,000.00	653,520.00	
		FRTR 4 3/4 04/25/35	1,000,000.00	1,139,800.00	
		FRTR4.5 04/25/41	1,300,000.00	1,475,370.00	
		NETHER 0 01/15/26	100,000.00	95,520.00	
		NETHER 0 01/15/27	100,000.00	93,210.00	
		NETHER 0 01/15/29	300,000.00	266,070.00	
		NETHER 0 01/15/38	200,000.00	135,900.00	
		NETHER 0 3/4 07/15/28	300,000.00	278,175.00	
		NETHER 2 1/2 01/15/30	200,000.00	198,300.00	
		NETHER 3 3/4 01/15/42	400,000.00	447,400.00	
		NETHER 4 01/15/37	400,000.00	447,840.00	
		OBL 0 04/16/27	1,700,000.00	1,581,340.00	
		OBL 0 10/09/26	1,000,000.00	940,600.00	
		OBL 2.1 04/12/29	400,000.00	394,020.00	
		OBL 2.2 04/13/28	1,700,000.00	1,681,997.00	
		OBL 2.4 10/19/28	700,000.00	698,152.00	
		RAGB 0 04/20/25	300,000.00	291,690.00	
		RAGB 0 1/2 02/20/29	200,000.00	179,940.00	
		RAGB 0 1/2 04/20/27	400,000.00	374,200.00	
		RAGB 0 10/20/28	300,000.00	265,800.00	
		RAGB 0 3/4 10/20/26	400,000.00	379,920.00	
		RAGB 2.1 09/20/17	200,000.00	148,400.00	
		RAGB 3.15 06/20/44	100,000.00	98,230.00	
		RAGB 3.15 10/20/53	100,000.00	98,470.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	100,000.00	113,040.00	
		RAGB 4.85 03/26	200,000.00	205,740.00	
		SPGB 0 01/31/27	2,900,000.00	2,678,730.00	
		SPGB 0 01/31/28	900,000.00	809,370.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	627,690.00	
		SPGB 0.85 07/30/37	100,000.00	72,320.00	
		SPGB 2 1/2 05/31/27	500,000.00	492,175.00	
		SPGB 2.8 05/31/26	1,200,000.00	1,191,600.00	
		SPGB 3.45 07/30/43	400,000.00	381,400.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	500,000.00	451,400.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	400,000.00	414,000.00	
		SPGB 4 10/31/54	200,000.00	202,182.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	300,000.00	322,470.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	600,000.00	679,080.00	

	SPGB 4.9 07/30/40	700,000.00	801,220.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	500,000.00	599,400.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	200,000.00	211,200.00	
ユーロ小計		66,600,000.00	65,488,591.00 (11,131,095,812)	
	銘柄数	106		
	比　率	31.0%	31.5%	
英ポンド			英ポンド	
	UKT 0 1/2 01/31/29	800,000.00	684,960.00	
	UKT 0 5/8 07/31/35	400,000.00	275,960.00	
	UKT 0 7/8 07/31/33	900,000.00	684,900.00	
	UKT 1 01/31/32	600,000.00	484,260.00	
	UKT 1 5/8 10/22/54	200,000.00	105,580.00	
	UKT 1 5/8 10/22/71	400,000.00	186,240.00	
	UKT 2 1/2 07/22/65	600,000.00	383,880.00	
	UKT 3 1/2 07/22/68	600,000.00	495,240.00	
	UKT 3 1/2 10/22/25	300,000.00	295,290.00	
	UKT 3 3/4 01/29/38	1,000,000.00	944,400.00	
	UKT 3 3/4 03/07/27	600,000.00	590,880.00	
	UKT 3 3/4 10/22/53	100,000.00	87,200.00	
	UKT 4 1/2 06/07/28	1,000,000.00	1,014,600.00	
	UKT 4 1/4 03/07/36	200,000.00	201,420.00	
	UKT 4 1/4 09/07/39	700,000.00	690,690.00	
	UKT 4 1/4 12/07/40	700,000.00	686,980.00	
	UKT 4 1/4 12/07/46	700,000.00	672,420.00	
	UKT 4 1/4 12/07/49	600,000.00	574,080.00	
	UKT 4 1/8 01/29/27	900,000.00	895,950.00	
	UKT 4 10/22/31	100,000.00	100,000.00	
	UKT 4 10/22/63	300,000.00	273,150.00	
	UKT 4 3/4 10/22/43	200,000.00	206,380.00	
	UKT 4 3/4 12/07/38	100,000.00	104,580.00	
	UKT 4 5/8 01/31/34	200,000.00	208,700.00	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	619,740.00	
	UKT 5 03/07/25	600,000.00	600,780.00	
英ポンド小計		13,400,000.00	12,068,260.00 (2,427,651,181)	
	銘柄数	26		
	比　率	6.8%	6.9%	
豪ドル			豪ドル	
	ACGB 0 1/2 09/21/26	1,100,000.00	1,019,246.80	

	ACGB 1 1/2 06/21/31	100,000.00	84,490.00	
	ACGB 1 1/4 05/21/32	1,300,000.00	1,050,773.10	
	ACGB 1 3/4 11/21/32	100,000.00	83,151.30	
	ACGB 2 1/4 05/21/28	1,300,000.00	1,221,675.00	
	ACGB 2 3/4 05/21/41	600,000.00	478,384.80	
	ACGB 2 3/4 11/21/27	400,000.00	385,140.00	
	ACGB 3 03/21/47	600,000.00	465,960.00	
	ACGB 3 1/4 06/21/39	400,000.00	350,280.00	
	ACGB 3 3/4 04/21/37	600,000.00	566,160.00	
	ACGB 4 1/2 04/21/33	1,000,000.00	1,024,600.00	
	ACGB 4 3/4 04/21/27	2,400,000.00	2,454,518.40	
豪ドル小計		9,900,000.00	9,184,379.40 (969,503,089)	
	銘柄数	12		
	比　率	2.7%	2.7%	
オフショア人民元			オフショア人民元	
	CGB 1.99 03/15/26	1,300,000.00	1,306,396.00	
	CGB 2 06/15/25	3,000,000.00	3,010,440.00	
	CGB 2 1/2 07/25/27	1,500,000.00	1,526,145.00	
	CGB 2 3/4 06/15/29	1,300,000.00	1,343,316.00	
	CGB 2.04 02/25/27	6,300,000.00	6,329,106.00	
	CGB 2.05 04/15/29	2,700,000.00	2,705,616.00	
	CGB 2.18 08/15/26	2,400,000.00	2,418,960.00	
	CGB 2.18 08/25/25	1,900,000.00	1,911,191.00	
	CGB 2.22 09/25/25	1,200,000.00	1,208,424.00	
	CGB 2.28 03/25/31	2,400,000.00	2,420,400.00	
	CGB 2.28 11/25/25	2,300,000.00	2,318,860.00	
	CGB 2.3 05/15/26	1,100,000.00	1,111,616.00	
	CGB 2.33 12/15/25	5,000,000.00	5,047,450.00	
	CGB 2.35 02/25/34	8,100,000.00	8,161,074.00	
	CGB 2.37 01/15/29	3,700,000.00	3,757,942.00	
	CGB 2.37 01/20/27	900,000.00	911,313.00	
	CGB 2.39 11/15/26	1,700,000.00	1,721,760.00	
	CGB 2.4 07/15/28	3,800,000.00	3,856,582.00	
	CGB 2.44 10/15/27	7,700,000.00	7,822,122.00	
	CGB 2.46 02/15/26	3,700,000.00	3,742,994.00	
	CGB 2.48 04/15/27	900,000.00	914,751.00	
	CGB 2.52 08/25/33	3,000,000.00	3,061,440.00	
	CGB 2.54 12/25/30	5,700,000.00	5,834,520.00	

	CGB 2.55 10/15/28	6,000,000.00	6,133,140.00	
	CGB 2.6 09/01/32	1,800,000.00	1,846,800.00	
	CGB 2.6 09/15/30	5,400,000.00	5,541,642.00	
	CGB 2.62 04/15/28	600,000.00	613,488.00	
	CGB 2.62 06/25/30	2,600,000.00	2,670,252.00	
	CGB 2.62 09/25/29	1,000,000.00	1,026,660.00	
	CGB 2.64 01/15/28	1,300,000.00	1,329,679.00	
	CGB 2.67 05/25/33	2,000,000.00	2,064,600.00	
	CGB 2.67 11/25/33	2,900,000.00	2,997,353.00	
	CGB 2.68 05/21/30	400,000.00	412,096.00	
	CGB 2.69 08/12/26	600,000.00	611,358.00	
	CGB 2.69 08/15/32	500,000.00	516,135.00	
	CGB 2.76 05/15/32	1,100,000.00	1,141,239.00	
	CGB 2.79 12/15/29	6,700,000.00	6,940,463.00	
	CGB 2.8 03/24/29	600,000.00	620,688.00	
	CGB 2.8 03/25/30	900,000.00	933,129.00	
	CGB 2.8 11/15/32	3,800,000.00	3,959,752.00	
	CGB 2.88 02/25/33	1,500,000.00	1,573,590.00	
	CGB 2.89 11/18/31	1,300,000.00	1,362,322.00	
	CGB 2.91 10/14/28	400,000.00	414,752.00	
	CGB 3 1/4 06/06/26	300,000.00	309,270.00	
	CGB 3 1/4 11/22/28	1,000,000.00	1,056,730.00	
	CGB 3 10/15/53	100,000.00	110,991.00	
	CGB 3.01 05/13/28	200,000.00	208,020.00	
	CGB 3.02 05/27/31	500,000.00	528,205.00	
	CGB 3.03 03/11/26	800,000.00	818,552.00	
	CGB 3.12 10/25/52	2,600,000.00	2,919,332.00	
	CGB 3.12 12/05/26	400,000.00	413,316.00	
	CGB 3.19 04/15/53	1,300,000.00	1,486,212.00	
	CGB 3.22 12/06/25	500,000.00	511,895.00	
	CGB 3.27 11/19/30	600,000.00	643,764.00	
	CGB 3.32 04/15/52	800,000.00	928,704.00	
	CGB 3.39 03/16/50	600,000.00	698,478.00	
	CGB 3.53 10/18/51	1,200,000.00	1,438,992.00	
	CGB 3.72 04/12/51	300,000.00	370,014.00	
	CGB 3.81 09/14/50	1,700,000.00	2,121,328.00	
	CGB 3.86 07/22/49	1,100,000.00	1,375,374.00	
オフショア人民元小計		127,000,000.00	131,090,733.00 (2,847,067,866)	

		銘柄数	60		
		比　率	7.9%	8.1%	
国債証券合計				円 35,343,477,002 (35,343,477,002)	
合　計				円 35,343,477,002 (35,343,477,002)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(2024年6月21日から2024年12月20日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025 年 2 月 28 日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良　将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス 30 の 2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス 30 の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

東京海上セレクション・バランス30

(1)【中間貸借対照表】

区　　分	注記番号	前期 2024年 6月20日現在 金額（円）	当中間計算期間末 2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		494,160,466	496,933,844
親投資信託受益証券		16,134,012,022	16,160,693,735
未収入金		83,330,977	92,013,035
未収利息		921	2,956
流動資産合計		16,711,504,386	16,749,643,570
資産合計		16,711,504,386	16,749,643,570
負債の部			
流動負債			
未払解約金		5,811,074	17,984,743
未払受託者報酬		6,816,455	6,635,531
未払委託者報酬		73,033,284	69,991,113
その他未払費用		247,416	247,416
流動負債合計		85,908,229	94,858,803
負債合計		85,908,229	94,858,803
純資産の部			
元本等			
元本	※1	7,621,086,879	7,683,273,946
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		9,004,509,278	8,971,510,821
（分配準備積立金）		3,551,479,750	3,389,031,294
元本等合計		16,625,596,157	16,654,784,767
純資産合計		16,625,596,157	16,654,784,767
負債純資産合計		16,711,504,386	16,749,643,570

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日 金額（円）	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		1,331	461,375
有価証券売買等損益		221,015,048	△27,544,014
営業収益合計		221,016,379	△27,082,639
営業費用			
支払利息		105,764	―
受託者報酬		6,726,787	6,635,531
委託者報酬		73,153,726	69,991,113
その他費用		247,416	247,416
営業費用合計		80,233,693	76,874,060
営業利益又は営業損失（△）		140,782,686	△103,956,699
経常利益又は経常損失（△）		140,782,686	△103,956,699
中間純利益又は中間純損失（△）		140,782,686	△103,956,699
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		△6,063,712	△7,919,871
期首剰余金又は期首欠損金（△）		7,806,688,070	9,004,509,278
剰余金増加額又は欠損金減少額		496,828,616	486,140,760
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		496,828,616	486,140,760
剰余金減少額又は欠損金増加額		372,657,368	423,102,389
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		372,657,368	423,102,389
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）		8,077,705,716	8,971,510,821

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. ※1　期首元本額	7,493,195,219円	7,621,086,879円
期中追加設定元本額	935,322,054円	420,465,792円
期中一部解約元本額	807,430,394円	358,278,725円
2. ※1　中間計算期間末日における受益権の総数	7,621,086,879口	7,683,273,946口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
該当事項はありません。	同　左

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1口当たり純資産額　2.1815円 （1万口当たり純資産額　21,815円）	1口当たり純資産額　2.1677円 （1万口当たり純資産額　21,677円）

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025 年 2 月 28 日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良　将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス 50 の 2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス 50 の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

区　　分	注記番号	前期 2024年 6月20日現在 金額（円）	当中間計算期間末 2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,235,088,110	1,234,604,523
親投資信託受益証券		40,318,961,840	40,260,207,633
未収入金		263,391,990	238,572,933
未収利息		2,302	7,345
流動資産合計		41,817,444,242	41,733,392,434
資産合計		41,817,444,242	41,733,392,434
負債の部			
流動負債			
未払解約金		33,637,904	12,401,297
未払受託者報酬		16,735,328	16,487,036
未払委託者報酬		220,917,493	216,815,735
その他未払費用		247,416	247,416
流動負債合計		271,538,141	245,951,484
負債合計		271,538,141	245,951,484
純資産の部			
元本等			
元本	※1	14,481,549,000	14,597,085,595
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		27,064,357,101	26,890,355,355
（分配準備積立金）		13,906,485,061	13,338,316,697
元本等合計		41,545,906,101	41,487,440,950
純資産合計		41,545,906,101	41,487,440,950
負債純資産合計		41,817,444,242	41,733,392,434

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日 金額（円）	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		3,173	1,147,422
有価証券売買等損益		797,850,209	△151,241,471
営業収益合計		797,853,382	△150,094,049
営業費用			
支払利息		251,415	―
受託者報酬		16,028,159	16,487,036
委託者報酬		212,373,104	216,815,735
その他費用		247,416	247,416
営業費用合計		228,900,094	233,550,187
営業利益又は営業損失（△）		568,953,288	△383,644,236
経常利益又は経常損失（△）		568,953,288	△383,644,236
中間純利益又は中間純損失（△）		568,953,288	△383,644,236
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		△5,770,795	△28,328,888
期首剰余金又は期首欠損金（△）		22,103,397,987	27,064,357,101
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,267,529,776	1,314,180,297
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,267,529,776	1,314,180,297
剰余金減少額又は欠損金増加額		890,207,372	1,132,866,695
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		890,207,372	1,132,866,695
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）		23,055,444,474	26,890,355,355

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. ※1　期首元本額	14,193,037,478円	14,481,549,000円
期中追加設定元本額	1,601,778,264円	722,021,101円
期中一部解約元本額	1,313,266,742円	606,484,506円
2. ※1　中間計算期間末日における受益権の総数	14,481,549,000口	14,597,085,595口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
該当事項はありません。	同　左

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1口当たり純資産額　2.8689円 （1万口当たり純資産額　28,689円）	1口当たり純資産額　2.8422円 （1万口当たり純資産額　28,422円）

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025 年 2 月 28 日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良　将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・バランス 70 の 2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・バランス 70 の 2024 年 12 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 6 月 21 日から 2024 年 12 月 20 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

区　　分	注記番号	前期 2024年 6月20日現在 金額（円）	当中間計算期間末 2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		976,994,514	975,602,474
親投資信託受益証券		31,910,576,439	31,836,144,074
未収入金		220,025,105	236,081,437
未収利息		1,821	5,804
流動資産合計		33,107,597,879	33,047,833,789
資産合計		33,107,597,879	33,047,833,789
負債の部			
流動負債			
未払解約金		11,825,156	25,085,262
未払受託者報酬		12,964,220	13,015,268
未払委託者報酬		201,793,218	205,034,985
その他未払費用		247,416	247,416
流動負債合計		226,830,010	243,382,931
負債合計		226,830,010	243,382,931
純資産の部			
元本等			
元本	※1	9,144,393,290	9,241,335,133
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		23,736,374,579	23,563,115,725
（分配準備積立金）		12,250,917,593	11,633,067,272
元本等合計		32,880,767,869	32,804,450,858
純資産合計		32,880,767,869	32,804,450,858
負債純資産合計		33,107,597,879	33,047,833,789

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日 金額（円）	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日 金額（円）
営業収益			
受取利息		2,367	907,298
有価証券売買等損益		743,348,793	△204,597,329
営業収益合計		743,351,160	△203,690,031
営業費用			
支払利息		186,978	―
受託者報酬		11,948,783	13,015,268
委託者報酬		183,712,489	205,034,985
その他費用		247,416	247,416
営業費用合計		196,095,666	218,297,669
営業利益又は営業損失（△）		547,255,494	△421,987,700
経常利益又は経常損失（△）		547,255,494	△421,987,700
中間純利益又は中間純損失（△）		547,255,494	△421,987,700
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		△1,325,116	△35,481,636
期首剰余金又は期首欠損金（△）		18,159,683,098	23,736,374,579
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,394,410,917	1,448,719,497
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		―	―
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,394,410,917	1,448,719,497
剰余金減少額又は欠損金増加額		955,824,668	1,235,472,287
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		955,824,668	1,235,472,287
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）		19,146,849,957	23,563,115,725

(3)【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. ※1　期首元本額	8,774,190,504円	9,144,393,290円
期中追加設定元本額	1,371,965,016円	573,181,271円
期中一部解約元本額	1,001,762,230円	476,239,428円
2. ※1　中間計算期間末日における受益権の総数	9,144,393,290口	9,241,335,133口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2023年 6月21日 至 2023年12月20日	当中間計算期間 自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
該当事項はありません。	同　左

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

前期 2024年 6月20日現在	当中間計算期間末 2024年12月20日現在
1口当たり純資産額　3.5957円 （1万口当たり純資産額　35,957円）	1口当たり純資産額　3.5498円 （1万口当たり純資産額　35,498円）

（ご参考）
東京海上セレクション・バランス30、東京海上セレクション・バランス50、東京海上セレクション・バランス70は、「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」、「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	2024年 6月20日現在 金額（円）	2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		100,265	40,567
コール・ローン		1,314,851,541	1,816,962,939
株式		108,754,364,200	107,676,886,210
未収入金		218,977,289	951,138,849
未収配当金		488,964,740	6,969,000
未収利息		2,451	10,810
流動資産合計		110,777,260,486	110,452,008,375
資産合計		110,777,260,486	110,452,008,375
負債の部			
流動負債			
未払金		219,199,341	364,566,884
未払解約金		682,420,921	704,318,300
流動負債合計		901,620,262	1,068,885,184
負債合計		901,620,262	1,068,885,184
純資産の部			
元本等			
元本	※1	35,970,438,037	36,564,408,068
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		73,905,202,187	72,818,715,123
元本等合計		109,875,640,224	109,383,123,191
純資産合計		109,875,640,224	109,383,123,191
負債純資産合計		110,777,260,486	110,452,008,375

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. ※1　本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	36,198,377,442円	35,970,438,037円
同期中における追加設定元本額	6,558,691,677円	3,474,149,895円
同期中における一部解約元本額	6,786,631,082円	2,880,179,864円
同中間期末における元本額	35,970,438,037円	36,564,408,068円
元本の内訳＊		
日本株アクティブファンド＜適格機関投資家限定＞	102,162,261円	123,098,397円
東京海上セレクション・日本株式	15,944,196,975円	15,833,764,061円
東京海上セレクション・バランス30	1,074,268,612円	1,114,037,876円
東京海上セレクション・バランス50	4,692,044,167円	4,842,509,627円
東京海上セレクション・バランス70	5,300,005,469円	5,458,458,102円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	510,320,273円	672,278,926円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	7,045,699円	7,075,448円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	17,530,204円	17,319,304円
ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	2,406,179円	2,501,754円
東京海上・日本株式ＧＡＲＰ＜適格機関投資家限定＞	8,320,458,198円	8,493,364,573円
計	35,970,438,037円	36,564,408,068円
2. ※1　本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	35,970,438,037口	36,564,408,068口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

2024年 6月20日現在		2024年12月20日現在	
1口当たり純資産額	3.0546円	1口当たり純資産額	2.9915円
（1万口当たり純資産額	30,546円）	（1万口当たり純資産額	29,915円）

「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	2024年 6月20日現在 金額（円）	2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		557,000	1,708,008
コール・ローン		352,499,518	470,350,123
国債証券		47,038,843,220	53,873,193,880
地方債証券		2,581,328,000	2,172,198,000
社債券		31,480,122,664	25,501,611,131
未収入金		1,134,821,410	2,617,450,410
未収利息		87,054,304	119,476,326
前払費用		43,517,632	46,981,805
流動資産合計		82,718,743,748	84,802,969,683
資産合計		82,718,743,748	84,802,969,683
負債の部			
流動負債			
未払金		1,093,856,440	2,602,432,050
未払解約金		246,802,225	236,699,693
流動負債合計		1,340,658,665	2,839,131,743
負債合計		1,340,658,665	2,839,131,743
純資産の部			
元本等			
元本	※1	61,699,123,236	62,258,531,011
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		19,678,961,847	19,705,306,929
元本等合計		81,378,085,083	81,963,837,940
純資産合計		81,378,085,083	81,963,837,940
負債純資産合計		82,718,743,748	84,802,969,683

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	59,298,643,500円	61,699,123,236円
同期中における追加設定元本額	15,705,407,818円	7,270,166,546円
同期中における一部解約元本額	13,304,928,082円	6,710,758,771円
同中間期末における元本額	61,699,123,236円	62,258,531,011円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・バランス30	5,893,473,662円	5,887,505,263円
東京海上セレクション・バランス50	8,449,632,480円	8,400,735,850円
東京海上セレクション・バランス70	2,474,463,552円	2,454,923,442円
東京海上セレクション・日本債券	10,810,336,399円	10,655,518,286円
東京海上・日本債券オープン（野村ＳＭＡ向け）	3,959,955,256円	3,456,249,538円
東京海上・日本債券オープン（野村 SMA・EW向け）	28,735,777,014円	29,714,095,136円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	1,191,210,515円	1,512,349,902円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	98,686,111円	95,488,522円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	81,843,748円	77,913,572円
ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	3,744,499円	3,751,500円
計	61,699,123,236円	62,258,531,011円
2.※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	61,699,123,236口	62,258,531,011口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（2024年6月20日現在）
該当事項はありません。

（2024年12月20日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2024年 6月20日現在		2024年12月20日現在	
1口当たり純資産額	1.3190円	1口当たり純資産額	1.3165円
（1万口当たり純資産額	13,190円）	（1万口当たり純資産額	13,165円）

「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	2024年 6月20日現在 金額（円）	2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		377,713,396	910,486,220
コール・ローン		2,247,781,204	1,257,661,540
株式		89,599,046,249	91,109,563,306
未収入金		—	189,108,524
未収配当金		55,926,171	30,759,380
未収利息		4,190	7,482
流動資産合計		92,280,471,210	93,497,586,452
資産合計		92,280,471,210	93,497,586,452
負債の部			
流動負債			
未払金		—	183,258,148
未払解約金		706,984,871	803,713,701
流動負債合計		706,984,871	986,971,849
負債合計		706,984,871	986,971,849
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,897,984,434	11,803,964,056
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		79,675,501,905	80,706,650,547
元本等合計		91,573,486,339	92,510,614,603
純資産合計		91,573,486,339	92,510,614,603
負債純資産合計		92,280,471,210	93,497,586,452

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,881,066,942円	11,897,984,434円
同期中における追加設定元本額	2,179,540,525円	1,078,398,173円
同期中における一部解約元本額	2,162,623,033円	1,172,418,551円
同中間期末における元本額	11,897,984,434円	11,803,964,056円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・外国株式	9,713,377,732円	9,664,168,144円
東京海上セレクション・バランス30	225,467,642円	216,125,672円
東京海上セレクション・バランス50	844,062,969円	805,228,050円
東京海上セレクション・バランス70	889,827,881円	847,137,051円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	213,925,107円	260,867,904円
ＴＭＡバランス25ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	2,956,853円	2,745,604円
ＴＭＡバランス50ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	7,356,540円	6,720,823円
ＴＭＡバランス75ＶＡ〈適格機関投資家限定〉	1,009,710円	970,808円
計	11,897,984,434円	11,803,964,056円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,897,984,434口	11,803,964,056口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（2024年6月20日現在）
該当事項はありません。

（2024年12月20日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2024年 6月20日現在		2024年12月20日現在	
1口当たり純資産額	7.6966円	1口当たり純資産額	7.8372円
（1万口当たり純資産額	76,966円）	（1万口当たり純資産額	78,372円）

「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区　　分	注記番号	2024年 6月20日現在 金額（円）	2024年12月20日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		137,912,830	191,503,865
コール・ローン		279,131,590	187,662,330
国債証券		35,343,477,002	35,878,313,087
未収入金		129,125,324	15,815,221
未収利息		236,287,734	279,041,383
前払費用		47,265,529	35,704,538
流動資産合計		36,173,200,009	36,588,040,424
資産合計		36,173,200,009	36,588,040,424
負債の部			
流動負債			
未払金		132,359,656	16,354,285
未払解約金		185,635,036	182,495,405
流動負債合計		317,994,692	198,849,690
負債合計		317,994,692	198,849,690
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,866,020,160	12,053,736,339
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		23,989,185,157	24,335,454,395
元本等合計		35,855,205,317	36,389,190,734
純資産合計		35,855,205,317	36,389,190,734
負債純資産合計		36,173,200,009	36,588,040,424

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自 2024年 6月21日 至 2024年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,205,436,529円	11,866,020,160円
同期中における追加設定元本額	2,557,745,612円	1,118,782,056円
同期中における一部解約元本額	1,897,161,981円	931,065,877円
同中間期末における元本額	11,866,020,160円	12,053,736,339円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・外国債券	5,616,034,296円	5,606,036,624円
東京海上セレクション・バランス30	1,106,570,840円	1,120,715,703円
東京海上セレクション・バランス50	2,761,744,528円	2,783,642,408円
東京海上セレクション・バランス70	1,856,144,899円	1,866,930,821円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	525,525,597円	676,410,783円
計	11,866,020,160円	12,053,736,339円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,866,020,160口	12,053,736,339口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

区　分	2024年 6月20日現在	2024年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（2024年6月20日現在）
該当事項はありません。

（2024年12月20日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

2024年 6月20日現在		2024年12月20日現在	
1口当たり純資産額	3.0217円	1口当たり純資産額	3.0189円
（1万口当たり純資産額	30,217円）	（1万口当たり純資産額	30,189円）

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上セレクション・バランス30

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	16,770,691,321 円
Ⅱ　負債総額	16,695,359 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,753,995,962 円
Ⅳ　発行済数量	7,689,024,432 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1789 円

東京海上セレクション・バランス50

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	41,948,357,510 円
Ⅱ　負債総額	68,397,852 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	41,879,959,658 円
Ⅳ　発行済数量	14,588,148,670 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8708 円

東京海上セレクション・バランス70

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	33,307,602,221 円
Ⅱ　負債総額	32,179,235 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,275,422,986 円
Ⅳ　発行済数量	9,237,207,475 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6023 円

（ご参考：親投資信託の現況）

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	112,234,244,856 円
Ⅱ　負債総額	102,199,577 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	112,132,045,279 円
Ⅳ　発行済数量	36,541,791,655 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0686 円

ＴＭＡ日本債券マザーファンド

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	81,430,438,201 円
Ⅱ　負債総額	93,804,760 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	81,336,633,441 円
Ⅳ　発行済数量	61,943,365,877 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3131 円

ＴＭＡ外国株式マザーファンド

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	93,606,891,083 円
Ⅱ　負債総額	13,548,966 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	93,593,342,117 円
Ⅳ　発行済数量	11,806,792,669 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.9271 円

ＴＭＡ外国債券マザーファンド

2024年12月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	36,933,193,931 円
Ⅱ　負債総額	475,315,988 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,457,877,943 円
Ⅳ　発行済数量	12,056,721,142 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0239 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
特典はありません。

３．内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

４．受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

８．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

2024年12月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

④売買の執行はトレーディング部が行います。

⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年12月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	168	2,885,275
単位型公社債投資信託	1	2,679
単位型株式投資信託	18	87,098
合計	187	2,975,053

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第39期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石 井 章 悟

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第38期 (2023年３月31日現在)		第39期 (2024年３月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		20,784,858		20,242,052
前払費用		427,401		523,560
未収委託者報酬		3,200,726		3,523,505
未収収益		3,021,468		4,088,251
未収入金		4		－
その他の流動資産		18,592		26,495
流動資産計		27,453,052		28,403,865
固定資産				
有形固定資産	＊１	433,750	＊１	631,543
建物		307,934		434,854
器具備品		125,816		196,689
無形固定資産		348,422		397,761
電話加入権		3,795		3,795
ソフトウエア		314,954		372,797
ソフトウエア仮勘定		29,672		21,168
投資その他の資産		3,508,324		3,566,905
投資有価証券		48,291		49,108
関係会社株式		1,668,529		1,668,529
その他の関係会社有価証券		520,000		80,000
長期前払費用		30,700		16,227
敷金		474,324		474,324
その他長期差入保証金		21,230		21,230
繰延税金資産		954,048		1,257,485
投資損失引当金		△ 208,800		－
固定資産計		4,290,497		4,596,210
資産合計		31,743,550		33,000,075
負債の部				
流動負債				
未払金		3,477,655		4,260,390
未払手数料		1,464,843		1,583,647
その他未払金		2,012,811		2,676,743
未払費用		335,471		321,531
未払消費税等		266,103		420,603
未払法人税等		1,210,000		1,391,000
預り金		60,297		72,829
前受収益		2,579		2,583
賞与引当金		288,706		296,807
その他の流動負債		8		24
流動負債計		5,640,822		6,765,771
固定負債				
退職給付引当金		886,720		927,210
固定負債計		886,720		927,210
負債合計		6,527,543		7,692,982
純資産の部				
株主資本		25,210,382		25,296,494
資本金		2,000,000		2,000,000

資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,810,382	22,896,494
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,310,382	22,396,494
繰越利益剰余金	22,310,382	22,396,494
評価・換算差額等	5,624	10,599
その他有価証券評価差額金	5,624	10,599
純資産合計	25,216,006	25,307,093
負債・純資産合計	31,743,550	33,000,075

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第38期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	第39期 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	16,696,838	16,958,564
運用受託報酬	11,663,951	13,291,669
投資助言報酬	92,682	107,390
その他営業収益	661,029	678,515
営業収益計	29,114,502	31,036,140
営業費用		
支払手数料	7,669,451	7,801,482
広告宣伝費	206,908	203,242
調査費	7,435,066	8,650,200
調査費	2,823,854	3,298,847
委託調査費	4,611,211	5,351,353
委託計算費	119,180	116,944
営業雑経費	265,287	263,317
通信費	60,267	57,380
印刷費	160,147	157,178
協会費	23,883	24,327
諸会費	12,732	15,737
図書費	8,256	8,693
営業費用計	15,695,895	17,035,188
一般管理費		
給料	3,883,418	4,075,417
役員報酬	83,430	82,371
給料・手当	2,848,648	3,010,062
賞与	951,339	982,983
交際費	13,259	25,693
寄付金	4,696	9,893
旅費交通費	140,480	162,304
租税公課	174,372	246,078
不動産賃借料	468,091	468,091
退職給付費用	163,194	178,404
賞与引当金繰入	288,706	296,807
固定資産減価償却費	165,502	247,247
法定福利費	629,504	686,198
福利厚生費	10,617	14,385
諸経費	503,320	642,231
一般管理費計	6,445,164	7,052,753

営業利益		6,973,442	6,948,198
営業外収益			
受取利息		189	185
受取配当金	＊1	4,304	1,238
雑益		13,722	15,069
営業外収益計		18,216	16,493
営業外費用			
為替差損		54,263	80,542
雑損		9,120	15,415
営業外費用計		63,383	95,958
経常利益		6,928,275	6,868,734
特別利益			
投資有価証券売却益		480	829
その他特別利益		－	402
特別利益計		480	1,232
特別損失			
固定資産除却損		190	30,348
投資有価証券評価損		501	－
投資損失引当金繰入額		208,800	－
その他特別損失		392	382
特別損失計		209,884	30,731
税引前当期純利益		6,718,870	6,839,235
法人税、住民税及び事業税		2,220,524	2,410,514
法人税等調整額		△ 149,911	△ 305,632
法人税等合計		2,070,612	2,104,882
当期純利益		4,648,257	4,734,352

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4,648,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 102,359
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,750,617	△ 4,750,617			△ 4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94	94	94
当期変動額合計	△ 102,359	△ 102,359	94	94	△ 102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,648,241
当期純利益					4,734,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	86,111
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

注記事項

（重要な会計方針）

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

（重要な会計上の見積り）

第38期	第39期

2023年３月31日現在	2024年３月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表関係）

第38期 2023年３月31日現在	第39期 2024年３月31日現在
＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　217,486千円 器具備品　477,945千円	＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります 建物　245,354千円 器具備品　481,065千円

（損益計算書関係）

第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	第39期 自　2023年４月１日 至　2024年３月31日
＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 3,605千円 上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2022年４月１日現在	増加	減少	2023年３月31日現在
普通株式	38,300	－	－	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

2022年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　4,750,617千円

（ロ）１株当たり配当額　124,037円

（ハ）基準日　2022年３月31日

（ニ）効力発生日　2022年６月30日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年６月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　4,648,241千円
（ロ）配当の原資　繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　121,364円
（ニ）基準日　2023年３月31日
（ホ）効力発生日　2023年６月29日

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2023年４月１日現在	増加	減少	2024年３月31日現在
普通株式	38,300	－	－	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

2023年６月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　4,648,241千円
（ロ）１株当たり配当額　121,364円
（ハ）基準日　2023年３月31日
（ニ）効力発生日　2023年６月29日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年６月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　3,787,448千円
（ロ）配当の原資　繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　98,889円
（ニ）基準日　2024年３月31日
（ホ）効力発生日　2024年６月26日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	第39期 自　2023年４月１日 至　2024年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

ております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左

2．金融商品の時価等に関する事項

第38期（2023年３月31日現在）

2023年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	－
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227

その他の関係会社有価証券	520,000

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
投資有価証券 　その他有価証券のうち満期があるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

第39期（2024年３月31日現在）

2024年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	49,108	49,108	－
敷金	474,324	472,538	△1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
投資有価証券 　その他有価証券のうち満期があるもの	－	18,872	1,912	1,101
合計	－	18,872	1,912	1,101

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第38期（2023年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	－	48,291	－	48,291
資産計	－	48,291	－	48,291

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	475,064	－	475,064
資産計	－	475,064	－	475,064

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

第39期（2024年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	－	49,108	－	49,108
資産計	－	49,108	－	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	472,538	－	472,538
資産計	－	472,538	－	472,538

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期
2023年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　520,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853
合計	48,291	40,184	8,106

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第39期
2024年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,893	20,877	17,015
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	11,214	12,953	△1,738
合計	49,108	33,831	15,277

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

４．減損処理を行った有価証券 当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。	４．減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	5,767	829	－
合計	5,767	829	－

（収益認識関係）

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	－	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	－	92,682
その他営業収益	661,029	－	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）　5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）　6,222,195千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	－	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	－	107,390
その他営業収益	678,515	－	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）　　6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）　　7,611,757千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－
年金資産	－
	－
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　　0.8%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－
年金資産	－
	－
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　　0.9％

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 （2023年３月31日現在）	第39期 （2024年３月31日現在）
繰延税金資産		
退職給付引当金	271,513千円	283,911千円
未払金	2,092千円	3,362千円
賞与引当金	88,401千円	90,882千円
未払法定福利費	11,663千円	12,359千円
未払事業所税	3,929千円	4,097千円
未払事業税	64,984千円	73,982千円
未払調査費	102,531千円	108,813千円
減価償却超過額	24,211千円	7,259千円
繰延資産超過額	9,605千円	12,236千円
未払確定拠出年金	2,120千円	2,331千円
未収実績連動報酬	48,549千円	264,384千円
投資損失引当金	63,934千円	－
未払費用	267,102千円	404,707千円
繰延税金資産小計	960,642千円	1,268,329千円
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	960,642千円	1,268,329千円
繰延税金負債		
前払費用	4,110千円	6,166千円
その他有価証券評価差額金	2,482千円	4,677千円
繰延税金負債合計	6,593千円	10,844千円
繰延税金資産の純額	954,048千円	1,257,485千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期 （2023年３月31日現在）	第39期 （2024年３月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

3．法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を前事業年度の期首から適用しています。

（セグメント情報等）

<table>
<tr><th>第38期
自　2022年４月１日
至　2023年３月31日</th><th>第39期
自　2023年４月１日
至　2024年３月31日</th></tr>
<tr><td>［セグメント情報］
　当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。
　当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］
１．製品及びサービスごとの情報
　単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
（単位：千円）<table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>25,542,522</td><td>3,571,980</td><td>29,114,502</td></tr></table>（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております

３．主要な顧客ごとの情報
(1) 投資信託の名称
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）

(2) 委託者報酬
3,989,751千円

(3) 関連するセグメント名
投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</td><td>［セグメント情報］
同左

［関連情報］
１．製品及びサービスごとの情報
同左

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
（単位：千円）<table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table>（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産
同左

３．主要な顧客ごとの情報
(1) 投資信託の名称
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）

(2) 委託者報酬
3,106,318千円

(3) 関連するセグメント名
投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</td></tr>
</table>

（関連当事者情報）

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第39期（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694千円	損害保険業	なし	投資信託の取扱 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払	1,337,087千円	未払手数料	450,379千円

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	
１株当たり純資産額	658,381円38銭
１株当たり当期純利益金額	121,364円43銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	25,216,006千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	25,216,006千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第39期 自　2023年４月１日 至　2024年３月31日	
１株当たり純資産額	660,759円61銭
１株当たり当期純利益金額	123,612円34銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年12月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 章 悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈 良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2024年９月30日現在)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,645,916
前払費用		445,712
関係会社短期貸付金	＊１	16,221,561
未収委託者報酬		3,309,378
未収収益		4,469,276
未収入金		36,149
その他の流動資産		32,038
流動資産計		26,160,035
固定資産		
有形固定資産	＊２	575,879
建物		410,868
器具備品		165,010
無形固定資産		391,206
電話加入権		3,795
ソフトウエア		363,120
ソフトウエア仮勘定		24,290
投資その他の資産		3,670,742
投資有価証券		45,368
関係会社株式		1,669,314
その他の関係会社有価証券		80,000
長期前払費用		16,599
敷金		474,324
その他長期差入保証金		21,230
繰延税金資産		1,363,906
固定資産計		4,637,828
資産合計		30,797,863
負債の部		
流動負債		
未払金		3,575,044
未払手数料		1,469,010
その他未払金		2,106,034
未払費用		417,932
未払消費税等		265,456
未払法人税等		1,238,000
預り金		68,079
前受収益		12,827
賞与引当金		414,756
流動負債計		5,992,095
固定負債		
退職給付引当金		907,625
固定負債計		907,625
負債合計		6,899,721
純資産の部		
株主資本		23,888,762
資本金		2,000,000

資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	21,488,762
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	20,988,762
繰越利益剰余金	20,988,762
評価・換算差額等	9,379
その他有価証券評価差額金	9,379
純資産合計	23,898,141
負債・純資産合計	30,797,863

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		8,038,620
運用受託報酬		6,708,309
投資助言報酬		59,208
その他営業収益		346,477
営業収益計		15,152,615
営業費用		
支払手数料		3,610,428
広告宣伝費		110,741
調査費		4,419,764
調査費		1,792,091
委託調査費		2,627,672
委託計算費		64,325
営業雑経費		136,280
通信費		29,635
印刷費		77,926
協会費		13,804
諸会費		10,164
図書費		4,750
営業費用計		8,341,540
一般管理費		
給料		1,768,814
役員報酬		39,165
給料・手当		1,586,043
賞与		143,605
交際費		7,666
寄付金		200
旅費交通費		77,766
租税公課		88,884
不動産賃借料		234,046
退職給付費用		89,439
賞与引当金繰入		414,756
固定資産減価償却費	＊１	123,747
法定福利費		349,296
福利厚生費		8,552
諸経費		231,573
一般管理費計		3,394,743

営業利益	3,416,330
営業外収益	
受取利息	8,215
受取配当金	1,300
為替差益	7,169
雑益	6,792
営業外収益計	23,477
営業外費用	
雑損	4,606
営業外費用計	4,606
経常利益	3,435,202
特別利益	－
特別損失	－
税引前中間純利益	3,435,202
法人税、住民税及び事業税	1,161,368
法人税等調整額	△ 105,882
法人税等合計	1,055,485
中間純利益	2,379,716

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当中間期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
中間純利益					2,379,716
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△ 1,407,732
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	20,988,762

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 3,787,448	△ 3,787,448			△ 3,787,448
中間純利益	2,379,716	2,379,716			2,379,716
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△ 1,219	△ 1,219	△ 1,219
当中間期変動額合計	△ 1,407,732	△ 1,407,732	△ 1,219	△ 1,219	△ 1,408,951
当中間期末残高	21,488,762	23,888,762	9,379	9,379	23,898,141

注記事項

（重要な会計方針）

当中間会計期間 自　2024年４月１日 至　2024年９月30日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 ① 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 ２．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 ３．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 ４．収益及び費用の計上基準 当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報

酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

（中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間 (2024年９月30日現在)
＊１．貸出コミットメント	当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額　30,000,000千円 貸出実行残高　16,221,561千円 差引額　13,778,438千円 なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。
＊２．有形固定資産の減価償却累計額	建物　269,340千円 器具備品　490,446千円

（中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 自　2024年４月１日 至　2024年９月30日
＊１．減価償却実施額	有形固定資産　62,689千円 無形固定資産　61,057千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 自　2024年４月１日 至　2024年９月30日
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	38,300	－	－	38,300

２．配当に関する事項

配当金支払額

2024年６月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ） 配当金の総額・・・・・・・・・・3,787,448千円

（ロ） １株当たり配当額・・・・・・・・98,889円

（ハ） 基準日・・・・・・・・・・・・・2024年３月31日

（ニ） 効力発生日・・・・・・・・・・・2024年６月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年９月30日現在）

１．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,368	45,368	－
敷金	474,324	472,101	△2,223
資産計	519,692	517,469	△2,223

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	－	45,368	－	45,368
資産計	－	45,368	－	45,368

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	472,101	－	472,101
資産計	－	472,101	－	472,101

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2024年９月30日現在）

その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	33,767	18,915	14,852
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	11,600	12,933	△1,332
合計		45,368	31,849	13,519

（収益認識関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計

委託者報酬	8,038,620	－	8,038,620
運用受託報酬	6,708,309	－	6,708,309
投資助言報酬	59,208	－	59,208
その他営業収益	346,477	－	346,477
合計	15,152,615	－	15,152,615

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）　7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）　7,778,655千円

（＊）なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
13,310,666	1,841,948	15,152,615

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 自　2024年４月１日 至　2024年９月30日	
１株当たり純資産額	623,972円37銭
１株当たり中間純利益金額	62,133円59銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額	23,898,141千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	23,898,141千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株

１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益金額	2,379,716千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	2,379,716千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

2024.3

追加型証券投資信託

東京海上セレクション・バランス30
東京海上セレクション・バランス50
東京海上セレクション・バランス70

約　　款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託　東京海上セレクション・バランス30
運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下、マザーファンドといいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド受益証券
ＴＭＡ日本債券マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国株式マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国債券マザーファンド受益証券

(2) 投資態度

① 主として、国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。

③ 資産配分は、「基本資産配分」を基準に、原則として一定の範囲内（±５％）に変動幅に抑制します。

④ 「基本資産配分」は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

⑤ 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75％以下とします。

⑥ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。

⑦ ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．投資制限

(1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。
(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託　東京海上セレクション・バランス50
運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下、マザーファンドといいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド受益証券
ＴＭＡ日本債券マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国株式マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国債券マザーファンド受益証券

(2) 投資態度

① 主として、国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。

③ 資産配分は、「基本資産配分」を基準に、原則として一定の範囲内（±５％）に変動幅に抑制します。

④ 「基本資産配分」は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

⑤ 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75％以下とします。

⑥ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。

⑦ ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．投資制限

(1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。
(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50％未満とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
(9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
(10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託　東京海上セレクション・バランス70
運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

主として以下の親投資信託（以下、マザーファンドといいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。

ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド受益証券
ＴＭＡ日本債券マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国株式マザーファンド受益証券
ＴＭＡ外国債券マザーファンド受益証券

(2) 投資態度

① 主として、国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。

③ 資産配分は、「基本資産配分」を基準に、原則として一定の範囲内（±５％）に変動幅に抑制します。

④ 「基本資産配分」は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

⑤ 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

⑥ 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。

⑦ ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．投資制限

(1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55％未満とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(8) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
(9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
(10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

東京海上セレクション・バランス30
追加型証券投資信託　東京海上セレクション・バランス50　約款
東京海上セレクション・バランス70

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　　この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第１条の２　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第２条　　委託者は、金５千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

②　　委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から第50条（信託契約の解約）第１項、第51条（信託契約に関する監督官庁の命令）第１項、第52条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第１項または第54条（受託者の辞任および解任に伴う取扱）第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第４条　　委託者は、第２条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については５千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第４条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第７条　　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③　　信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第９条　　この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第４条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【募集の取扱者】

第11条　＜削除＞

【受益権の取得単位および価額】

第12条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第４条（受益権の分割および再分割）第１項の規定により分割される受益権を、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に従った契約を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって、取得申込に応ずることができます。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める金額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条の2　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第12条の3　受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第13条　＜削除＞

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第14条　　＜削除＞

【受益証券の再交付の費用】

第15条　　＜削除＞

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

②　この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第17条　　委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＴＭＡ日本株アクティブマザーファンド」、「ＴＭＡ日本債券マザーファンド」、「ＴＭＡ外国株式マザーファンド」および「ＴＭＡ外国債券マザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の……　＜後記(注)をご参照下さい。＞

⑤　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦　前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第17条の2　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条（信託業務の委託等）において同じ。）、第30条（信託業務の委託等）第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）第１項に定める資産への投資を行うことができます。

②　前項の取扱いは、第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（公社債の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）、第36条（再投資の指図）および第37条（資金の借入）における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④　前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条　委託者は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の２　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【公社債の空売の運用指図】

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するた

めの指図をするものとします。

【公社債の借入】

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第28条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の……　＜後記(注)をご参照下さい。＞

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第30条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第31条　＜削除＞

【混蔵寄託】

第32条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行

された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第33条　＜削　除＞

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条　委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条　この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年9月25日から翌年6月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令に従います。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に……の率を乗じて得た額とします。　＜後記(注)をご参照下さい。＞

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第44条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第45条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第２項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第３項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第46条　受益者に帰属する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第９条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

②　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、そのロ座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として５営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

④　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い】

第47条　＜削除＞

【償還金の時効】

第48条　受益者が、信託終了による償還金について第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第２項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条　受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、そのロ座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１

月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④　委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。

⑤　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第２項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第49条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第50条　委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第51条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第52条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条（信託約款の変更）第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第55条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第56条　第50条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更）に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条（信託契約の解約）第３項または前条（信託約款の変更）第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.tokiomarineam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附　則】

附則第１条　この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第２条　信託約款第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第３条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条（受益証券の発行および種類）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益証券に関する規定のうち受益権への読み替えに伴い変更等の生じた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第４条　第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第５条　第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 9月25日

委託者　　東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(注)約款第17条（運用の指図範囲）第4項、同第28条（外貨建資産への投資制限、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）第1項および同第43条（信託報酬の総額および支弁の時期）第1項における空欄には、以下の内容をそれぞれあてはめてご参照ください。

◇第17条（運用の指図範囲）第4項

東京海上セレクション・バランス30	純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。
東京海上セレクション・バランス50	純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
東京海上セレクション・バランス70	純資産総額に占める割合には、制限を設けません。

◇第28条（外貨建資産への投資制限、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）第1項

東京海上セレクション・バランス30	純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。
東京海上セレクション・バランス50	純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
東京海上セレクション・バランス70	純資産総額の100分の55以上となる投資の指図をしません。

◇第43条（信託報酬の総額および支弁の時期）第1項

東京海上セレクション・バランス30	年10,000分の84.3
東京海上セレクション・バランス50	年10,000分の103.3
東京海上セレクション・バランス70	年10,000分の122.3